

令和3年度 第1回

西脇市障害者地域支援協議会資料

令和4年3月3日～10日

書面会議

障害者基本計画の進捗状況について <資料説明>

平成30年度から令和2年度に実施した事業の内容を実務担当課が評価し、「西脇市障害者基本計画進捗管理シート」に記載しています。

「取組状況の評価」については、計画において設定した**基本目標、施策の方向、施策の方針**ごとの取組について、実施した内容ごとにA～Dの4つの評価（A：できている、B：ほとんどできている、C：あまりできていない、D：できていない）、評価理由として内容、成果、事業の予定、今後の課題等を記入する進捗管理シートとしています。

計画期間（平成30年度から令和5年度）の上半期となる平成30年度から令和2年度の評価を行い、下半期に向けた取組に反映していきたいと考えています。

【全体評価】

1 取組状況の評価について

平成30年度から令和2年度の全体の評価

A（できている）	77	（52.0%）
B（ほとんどできている）	52	（35.1%）
C（あまりできていない）	13	（8.8%）
D（できていない）	6	（4.1%）
	148	（100%）

※複数の課で評価している場合は、占める割合の多い方を選択（同じ割合であれば評価の良い方を選択）しています。

※AとBを合わせると87.1%と高い評価となりました。

2 5つの基本目標ごとの評価について

基本目標Ⅰ 人権を尊ぶまちづくり（3～4ページ）

A、B評価が78.6%である一方、地域連携推進ネットワークの整備や成年後見人制度法人後見支援事業などにおいては、検討を進めているが実施できていない状況であり、低い評価となりました。

基本目標Ⅱ 成長と学びを支えるつながりづくり（5～8ページ）

A評価が62.2%と過半数を占めており、特に(3)医療・生活安

定に向けた支援において高い評価となりました。

No.15の児童発達支援センター設置については、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を位置付けて設置していますが、一貫した支援が行えるよう関係機関、関係課と引続き体制について検討を行っていく必要があります。

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域での安全・安心な暮らしづくり
(8～13ページ)

A評価が55%と過半数を占めており、特に(3)生活支援の充実、(4)生活安定に向けた支援、情報提供の充実については高い評価となりました。その反面、今後はNo.53相談支援ネットワークの構築やNo.99災害時の個別支援計画の策定に向けての取組みについて検討を進め、推進していく必要があります。

基本目標Ⅳ 社会参加と生きがいづくり (14～16ページ)

A評価が58.3%と過半数を占めていますが、今後の課題としては障害者雇用に関する理解と啓発、障害のある人の居場所づくりについて検討が必要となっております。

基本目標Ⅴ 共に暮らせる地域づくり (16～17ページ)

A評価は15.4%と他の目標に比べると低くなっていますが、B評価は76.9%を占めています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が事業の実施に関する項目で大きな影響を与えています。

また、社会環境の変化とともに、障害福祉における課題は複雑化・多様化しています。重度化や高齢化、親亡き後を見据えてよりきめ細やかな対応が求められています。課題解決に向けて、障害のある人や子どもの自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮するとともに、関係団体や関係機関等に御理解・御協力、連携した取組みを推進できるよう取り組んでまいりたいと思います。

西脇市障害者基本計画 進捗管理シート

●取組状況の評価		評価：A できている（80%以上）、B ほとんどできている（50%以上80%未満）、C あまりできていない（50%未満）、D できていない（未実施）			
基本目標 I		人権を尊ぶまちづくり			
施策の方向		(1) 人権意識の高揚			
施策の方針		障害や障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人の人権を尊重し、地域で互いに認め合い、安心して生活できるように地域における人間関係を築いていくための啓発活動を推進します。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
1	★相互理解のための啓発事業	障害や障害のある人への理解を深めるため、様々な機会を通じて、相互理解のための啓発活動を推進します。また、アンケートでは学校や職場で差別を受けた経験のある人が多いため、学校・園や商工会議所等関係機関と連携し啓発活動を推進します。	社会福祉課	B	障害者差別解消法啓発事業として、関係機関や広報・ホームページ等で周知を図り、下記の事業を実施した。参加者アンケートからは、障害についての知識や障害のある当事者の話を聞き、理解が深まった等の意見をいただいた。 平成30年度：西脇市障害者差別解消シンポジウム『あなたの隣の発達凸凹さん～発達障害って何だろう？～』 令和元年度：西脇市障害者差別解消シンポジウム『実は身近な精神障害～正しく学び、あなたにできることを考えよう～』 令和2年度：新型コロナウイルス感染症拡大により中止
2	人権に関する教育・啓発活動	障害のある人の人権に関する知識と認識を深めるための啓発活動を行います。人権教育啓発資料『ゆきちゃんからのメッセージ』、広報にしわき（心のスケッチ）や「人権文化をすすめる市民運動」月間講演会、町・自治会別研修会等において、継続して教育・啓発活動を推進します。	人権教育課	A	知識理解の学習・講演会だけでなく、体験学習の機会を幅広い世代に対し積極的に設けた。「人権についての市民意識調査」では、特に関心のある人権問題として「障害のある人に関する問題」を48.7%（県46.8%）の市民が回答した。 ○障害のある人の人権に関する掲載・取組回数 ・広報にしわき（心のスケッチ） 5回 ・人権教育啓発資料（ゆきちゃんからのメッセージ、Flat） 1回 ・「人権文化をすすめる市民運動」月間講演会 3回 ・町別人権研修会 24回 ・にしわきジュニアじんけん教室 13回 ・地区人権教育定例研修会 22回 ・市民じんけんセミナー 1回 など
施策の方向		(2) 差別解消と合理的配慮の促進			
施策の方針		「西脇市障害者差別解消の推進に関する取組方針」に基づき、企業や学校・園、市民に障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、広く周知し、社会全体で障害のある人への差別解消と合理的配慮の提供の取組が実施されるように努めます。特に、福祉や教育、保健、医療分野等障害のある人と関わりの多い事業所等において、障害の特性を理解できるような研修や参加者の経験に応じた研修の実施や研修会等への参加を促します。また、市職員には、「西脇市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、定期的な職員研修を行うことにより、資質の向上に努めます。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
3	＜新規＞★障害者差別解消に向けた啓発活動	「西脇市障害者差別解消の推進に関する取組方針」に基づき、障害に対する知識や理解を深めるために、市民向け講演会等を実施します。企業や学校向けに関係機関と連携し、研修会の実施や参加を促します。	社会福祉課	B	No.1に記載 年1回、市民を対象に障害者差別解消法啓発のための講演会を開催し、障害者理解と障害者別解消法の浸透を図っている。
4	＜新規＞「西脇市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」の推進	「西脇市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、定期的な職員研修を実施し、職員の資質の向上に努めます。また、障害のある人への対応に問題があった場合は、職員対応要領相談フローチャートにより適切に対応します。	総務課	B	毎年、新任職員を対象に障害者差別解消法に関する研修を実施し、職員の資質向上を図っている。また、各種窓口や職場内において、障害のある方や障害のある職員への合理的配慮など、職員対応要領に基づき適切に対応している。
5	障害者差別相談事業	社会福祉課窓口や障害者相談支援事業所で、障害者差別に関する相談を実施し、必要な支援を継続して実施します。	社会福祉課	A	社会福祉課窓口と委託障害者相談支援事業所2か所所で相談を受ける体制を整備しており、継続的に支援を実施している。令和2年度は、令和3年4月～障害者基幹相談支援センターでの対応できるよう調整・契約等の準備を行った。
6	選挙時の点字投票・代理投票・不在者投票制度	障害のある人の選挙権行使を保障するため、各種の制度を継続して実施します。	選挙管理委員会	A	選挙時には、広報にしわきや選挙啓発チラシ、市ホームページで周知しており、対象者には各種制度を利用できる状態にしていた。

施策の方向		(3) 障害のある人への虐待の防止			
施策の方針		障害のある人への虐待を防止するため、市民や事業所等を対象とする啓発を推進します。また、虐待事例が発生した場合は、市と障害者相談支援事業所が連携し、適切に対応します。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
7	《新規》★虐待防止に関する啓発活動	障害者差別解消法の周知と併せて、虐待防止に関する啓発活動を推進します。	社会福祉課	B	障害福祉サービス事業所の職員を対象に虐待防止に関する研修会を開催し、啓発を図った。
8	虐待相談事業	虐待に対する援助を行う相談支援体制の充実を図るとともに、虐待事例発生時には、虐待対応フローチャートに基づき、相談支援事業所「ばれっと」と連携し、適切に対応します。	社会福祉課	B	虐待が疑われるケースについては、虐待対応フローチャートに基づき対応を行った。県弁護士会・社会福祉士の虐待対応専門チームと契約を行い、困難ケースに関する助言を受ける体制を整えている。
			長寿福祉課	A	高齢者虐待については、地域包括支援センター2か所で相談を受け付ける体制をとっており、平成30年6月に高齢者べんり帳を各戸配布し相談窓口の周知を図った。令和元年11月に支援者向けに高齢者虐待防止研修会を実施。
			こども福祉課	A	児童に関する様々な心配事や問題について、家庭児童相談員等が相談に応じるとともに、児童虐待の相談や通報等を受け付けている。児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関が連携し対応できるよう「西脇市要保護児童対策地域協議会」を設置している。
施策の方向		(4) 障害のある人の権利の保障と権利擁護の推進			
施策の方針		障害のある人が生活に係る情報を得ることは、基本的な人権を保障するために大切なことです。障害のある人に必要な情報が提供されるように、市は率先して取り組み、あわせて関係機関に周知します。また、障害のある人が、様々な情報を入手し、日常生活に必要なサービス等の支援を選択できるように、障害者相談支援事業所と連携します。また、判断能力が不十分な障害のある人に対し、成年後見制度に関する情報提供や申立てへの支援等を行い、制度を円滑に利用できるような支援します。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
9	《新規》地域連携推進ネットワークの整備	認知症等高齢者や障害のある人の権利擁護支援に関する地域連携推進ネットワークの整備について検討します。	社会福祉課	D	権利擁護支援のための協議会の設置及び中核となる機関については、北播磨定住自立圏共生ビジョン連携事業にて3市1町で検討を行っている。
			長寿福祉課	D	
10	手話による情報提供	ホームページに手話の動画等を掲載するなど、手話による情報の提供ができる体制整備に努めます。	社会福祉課	D	ホームページ内に西脇手話チャンネルを設置し、手話に関する動画を掲載している。市が制作する動画3本に手話通訳を挿入した。
11	わかりやすい行政情報の提供	ホームページを見やすくするための背景色の変更や文字の拡大、手話の表示、必要に応じたルビの表記などについて関係課に働きかけます。	社会福祉課	B	文字サイズ、背景色の変更、音声による読み上げに対応したホームページを作成している。手話の表示、ルビの表記などよりわかりやすい情報提供について、働きかけを続ける。
12	サービス等の情報提供	障害福祉サービスのパンフレットや近隣の事業所などの情報の提供に努めます。	社会福祉課	A	利用できる制度や関連の事業所等を掲載した「障害者福祉のしおり」を定期的に更新し、障害者手帳新規取得者に配布するほか、関係機関に提供している。
13	成年後見制度法人後見支援事業	今後、高齢化に伴う成年後見制度利用の増加が想定されるため、制度の知識等を習得するための研修等を実施し、市民後見人等の養成に努めます。	社会福祉課	C	令和元年度に成年後見制度に関する研修会を実施したが、市民後見人の養成には着手できていない。
			長寿福祉課	D	
14	成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）	高齢者・障害のある人が福祉サービスの利用等における契約締結などの法律行為が困難な場合、成年後見制度を円滑に利用できるよう、審判申立請求の支援、申立て費用の支援及び後見人等の報酬等に対する支援を行います。	社会福祉課	B	西脇市成年後見利用支援事業を実施している。評価期間においては、利用対象者がなかった。
			長寿福祉課	B	

基本目標Ⅱ		成長と学びを支えるつながりづくり			
施策の方向		(1) 早期発見・療育のための健診と相談支援の充実			
施策の方針		出生時や乳幼児期において、障害を早期に発見し、早期の療育につなげていこう、健診や相談事業の充実を図ります。また、学齢期には、障害のある子どもが、将来、本市において自立して暮らしていけるイメージが持てるよう、世代間交流や情報の提供に努めます。あわせて、保護者の様々な不安や相談に適切に対応できるよう、相談事業を充実します。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
15	〈新規〉★児童発達支援センター設置に向けた検討	発達障害児等へのライフステージに合わせた一貫した支援ができるように、相談支援の拠点となる発達支援センターの設置及び成人後の支援を含めた拠点づくりについても検討を進めます。	こども福祉課	C	支援の必要な子どもたちに対して、迅速かつ効果的な支援ができるよう関係業務を集約し、切れ目のない一貫した支援を行うことができるよう、既存事業の整理や設置方針の策定等を進めている。今後も、相談・支援窓口一元化に向け、関係課との調整を進めていく。
			社会福祉課	C	児童発達支援センターの設置については、北播磨こども発達支援センター事務組合があゆ園をセンターとして位置付けていますが、児童期から切れ目のない一貫した支援を行うことができるよう、既存事業の整理や設置方針の策定等、相談・支援窓口一元化に向け、関係機関や関係課との調整を進めていく。
16	〈新規〉★情報提供の充実	障害のある子どもやその保護者が、将来の生活のイメージが描けるよう、世代間交流、制度の説明等の情報提供を充実します。	社会福祉課	C	特別支援学校に在籍する子どもとその保護者に対しては、学校行事等を通じて情報提供を行っているが、普通校在籍者に対しては、情報提供の機会を十分に持っていない。
17	3か月児健診	身体発育、神経学的発達の確認及び小児科の健康診査（股関節の検診含む。）を行い、疾病の早期発見や早期治療につなげます。あわせて、保健相談や栄養相談を行い、保護者が子どもの発達に応じた関わりができるように支援します。	健康課	A	毎月実施している3か月健診の受診率は、30年度99.2%、元年度100%、2年度100%で、精密検査受診率も100%となっており、全数把握し、必要な支援を行っている。
18	乳児相談	発達の節目となる10か月児を対象とし、発育発達の確認を行い、必要な支援ができるように努めます。また、保護者の育児不安の軽減や心配事の解決を図るとともに、保護者同士の交流の機会として実施します。また、保健相談や栄養相談、歯科相談等を実施し、必要に応じて関係機関を紹介します。	健康課	A	毎月実施している10か月児を対象にした相談の受診率は90年度94.2%、元年度94.7%、2年度91.0%となっており、必要に応じて栄養、歯科相談を含めて支援を行っている。
19	1歳6か月児健診・3歳児健診	身体発育、運動発達、精神発達の確認、小児科・歯科の健康診査を行い、疾病の早期発見と早期治療につなげます。あわせて、保健相談や栄養相談、保育相談、心理相談を実施します。また、しつけや発達が気になる保護者等に向けて、保健相談や心理相談による育児支援を行い、遊びの教室や発達相談につなげます。育児不安の解消に取り組み、育児支援の強化を推進します。	健康課	A	毎月実施している1歳6か月の受診率は、平成30年度100%、令和元年度93.6%、令和2年度98.3%となっている。精密検査受診率は100%。3歳児健診の受診率は、平成30年度99.0%、令和元年度97.6%、令和2年度97.9%となっている。医師、歯科医師の診察や尿検査、眼科・耳鼻科などの検査を含め実施している。また心理士による発達や育児不安などについても支援を行っている。精密検査受診率は、平成30年度と令和元年度は100%、令和2年度は84.2%。眼科の一次健診受診率は、平成30年度78.6%、令和元年度82.4%、令和2年度は84.4%で、耳鼻科の一次健診受診率は、平成30年度85.0%、令和元年度74.6%、令和2年度82.4%となっている。
20	遊びの教室	育児や発達に不安をもつ人を対象に、小集団での関わりを経験し、不安を解消する場として実施しています。保護者の持っている不安や家庭環境にも目を向けながら、具体的に障害のある子どもへの関わり方を学べるように、毎月実施します。	健康課	A	毎月、小集団で育児や発達に不安のある母子を対象に、具体的に子供へのかかわり方について支援を行っている。平成30年度12回延べ84人、令和元年度11回延べ81人、令和2年度10回延べ49人でした。2年度は緊急事態宣言のため2回中止している。
21	乳幼児発達相談	乳幼児健診や乳児相談、家庭訪問等で支援が必要と判断された発達上の問題を有する又は障害を招来するおそれのある乳幼児に対し、こころとからだの総合的な発達相談（乳児発達相談、心理相談、医師相談、言語相談）を実施します。また、相談により療育が必要となる場合は、「療育教室」への参加及び医療機関の受診等へつなげます。	健康課	A	乳幼児健診等で発達に不安のある児に対し、医師や、臨床心理士、言語聴覚士などによる専門的な助言を行っている。また必要な時には医療機関への受診などに結び付けている。乳児発達相談は平成30年度4回17人、令和元年度4回12人、令和2年度3回6人。幼児発達相談は平成30年度40回延べ152人、令和元年度41回延べ143人、令和2年度40回121人。
22	就学に向けた4～5歳児子育て相談事業	4～5歳児（4歳児クラス）の保護者に対し子育てアンケートを実施し、子育てや子どもの発達について振り返る機会とします。あわせて、アンケート結果等から発達相談等につなぐことで、就学に向けて持てる力を伸ばせるよう支援するとともに、保護者の子育てや就学に向けての不安についての相談に応じます。	健康課	A	毎年1回アンケート調査を実施している。平成30年度は99.7%、令和元年度100%、令和2年度100%となっている。保護者へのアンケートを基に、こども園と連携し発達についての支援を実施している。
23	訪問指導	対象児（未熟児・障害児・慢性疾患児）の状況及び家庭環境を考慮した育児等の相談を行うとともに、活用できる必要なサービスを紹介し、保健・医療・福祉の連携を図ります。親の養育力の個人差に配慮しながら、関係機関との連携を密にしながら支援します。	健康課	A	医療機関等関係機関からの連絡等により対象児等への訪問を随時行っている。平成30年度100件、令和元年度65件、令和2年度61件となっている。

24	認定こども園等巡回相談	臨床心理士等が認定こども園等を訪問し、発達に課題を抱える子どもの早期発見や関わり方についての相談や助言を行います。	こども福祉課	A	臨床心理士等が認定こども園等を訪問（各園：年1～2回）することで、発達に関する支援が必要な児童を早期に発見し、行政と認定こども園等で連携しながら適切な療育等につないでいる。保育教諭等が臨床心理士から助言を受けることで、日々の保育活動での悩みや不安が軽減している。
25	家庭児童相談事業	複雑・多様化する児童問題の相談に対応するため、各関係機関と連携を密にしなが、適正な児童教育、家庭児童福祉の向上を図ります。保護者の育児不安を軽減し、子どもの障害や問題を受容できるよう、支援を継続していきます。	こども福祉課	A	相談員（家庭児童相談員、母子・父子自立支援員等）は、児童とその家庭及び関係機関から、子育てや家庭内の問題、児童虐待に関する相談等に応じます。相談対応で把握した課題について、関係機関と連携を図りながら、地域における子育て支援の資源を活用し、適切な支援を行っている。
26	教育相談事業	教育相談、巡回相談等を実施し、就学前の心身障害児等の就学指導並びに保護者との意思疎通を図ります。	学校教育課	B	8月中旬に教育支援委員会事前ヒアリングを行い、特別な支援が必要な幼児の実態や必要な支援、適切な学びの場について園担当と教育支援委員（市内小中学校特別支援教育代表教員、北はりまコーディネーター）が丁寧に聴き取り、就学の方向性について協議を行った。状況に応じて、適切な就学先について保護者と協議を重ねることによって、方向性を共有することができた。
27	教育支援	家庭相談員を中心として小学校等関係機関と連携し、就学前の障害のある子どもを持つ保護者への適正な就学指導を行います。	学校教育課	B	8月中旬に教育支援委員会事前ヒアリングを行い、特別な支援が必要な幼児の実態や必要な支援、適切な学びの場について園担当と教育支援委員（市内小中学校特別支援教育代表教員、北はりまコーディネーター）が丁寧に聴き取り、就学の方向性について協議を行った。状況に応じて、適切な就学先について保護者と協議を重ねることによって、方向性を共有することができた。
28	《新規》医療的ケアのコーディネーターの配置	呼吸器等を使用している医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。	社会福祉課	D	未設置。北播磨障がい福祉ネットワーク会議医療的ケア児支援部会において、コーディネーターの役割や配置方法の検討を進めている。
施策の方向		(2) 療育・保育・教育の充実			
施策の方針		障害のある子どもの発達を促し、個性と能力を発揮できるよう、療育、保育及び学校教育を充実します。また、保護者と関係機関が障害のある子どもの情報を共有し、乳幼児時から成人期までのライフステージで切れ目なく一貫した支援を受けることを目的に作成したサポートファイルの有効活用を図ります。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
29	《新規》★サポートファイルの活用	支援や配慮が必要な子どもが、乳幼児期から成人期までのライフステージで切れ目なく一貫した支援を受けることができるよう、サポートファイルの活用を推進します。	社会福祉課	B	サポートファイルについての普及・啓発を行っている。在学中や卒業後（保護者へファイルを返却）の障害福祉サービス事業所等の効果的な活用について検討が必要である。
			こども福祉課	B	サポートファイルを作成している児童の数が年々増加しており、保護者や関係者の間にファイルが普及・定着してきている。サポートファイルは、就学や進級の際に、新しい支援者への引継ぎを円滑に行うための引継ぎ資料となっている。学校等卒業（保護者へファイルを返却）後、どのように活用していくかが課題である。
			学校教育課	B	年間2回実施している巡回指導訪問において、北はりまコーディネーターよりサポートファイルの書き方の助言を受けたり、特別支援教育推進部会（市内小中学校の特別支援コーディネーター）において効果的な活用について協議した。
			健康課	A	保護者の申請により随時発行している。年10件程度発行している。
30	★特別支援教育研修（幼保交流研修）	市内の私立認定こども園の保育教諭と市立幼稚園の幼稚園教諭等を対象に、学識経験者や医師、臨床心理士等による研修会を実施します。また、就学前児童に対する特別支援教育・保育の充実に向けて、サポートファイルに関するグループワークを行う等の取組を実施します。	幼保連携課	A	北はりま特別支援学校特別支援教育コーディネーターとともに幼稚園や認定こども園を訪問をする際には、サポートファイルの有無や内容を確認しながら指導・助言を受けた。
31	《新規》医療的ケアが必要な子どもへの支援	呼吸器等を使用している医療的ケアの必要な障害のある子どもが、必要な量のサービス等を利用ができる体制の整備に努めます。また、医療型児童発達支援及び重度障害児を対象とした放課後等デイサービスの事業所の確保について検討します。	社会福祉課	B	令和2年度に、市内に医療的ケア児を含む重度障害児を対象とした放課後等デイサービスが開設され、重症心身障害児向け通所支援事業等整備促進事業により、運営費の補助を行った。
32	療育教室	支援や配慮が必要な児童に対して、遊びを通して、一人ひとりの状態に応じた関わり方や育児方法を臨床心理士等がアドバイスすることで、保護者の心理面の支援を行い、子どもの健全な成長発達を促すため、充実した取組を実施します。	こども福祉課	A	発達の支援が必要な児童に対して、保育士・臨床心理士等のスタッフが音楽の持つ特性を活用した療育を行い、一人ひとりの状態に応じた関わり方や育児方法をアドバイスします。教室を月1回開催し、児童の発達の特徴等による行動や発達の遅れに対して、その原因に応じた適切な働きかけをし、発達を促すよう支援している。

33	障害児保育事業保	保育が必要で心身に障害を有する児童及び発達遅滞がある児童を受け入れ、健常児とともに集団保育を行います。また、障害のある子どもを受入する市内の私立認定こども園に対し、加配保育士に要する経費等の補助を行うなど、受入体制を整備します。	幼保連携課	B	認定こども園と幼稚園の先生方を対象に、学識経験者や北はりま特別支援学校特別支援教育コーディネーターを講師に迎えて研修会を実施。グループワークもを行い、サポートファイルについて理解を深めた。
34	健康診断事業	学校における児童生徒の健康の保持増進を図るため、毎年、内科、眼科、耳鼻科、歯科の健康診断を実施します。また、就学時における児童についても、内科及び歯科の健康診断を実施します。	学校教育課	B	学校保健安全法に基づく児童生徒健康診断及び就学時健康診断について、例年どおり実施済み。
35	教育支援委員会	心身に障害を有する幼児、児童及び生徒の適正な教育の支援を行います。	学校教育課	B	教育支援委員会を開催し、医師や専門家の意見を聴きながら、一人一人の適切な就学先について審議する時間をとった。
36	特別支援教育の推進	各学校園に「校内委員会」の設置及び「特別支援教育コーディネーター」を配置し、障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた支援・指導を「個別の指導計画」に基づき推進します。「特別支援教育コーディネーター」を委員とする部会を設置し、特別支援教育の推進に係る諸課題への対応を図ります。	学校教育課	B	・各校で定期的に校内教育支援委員会を行い、個別の配慮が必要な児童生徒について情報共有し、指導の共通理解を図った。 ・巡回指導訪問時にサポートファイルと併せて、個別の指導計画を確認し、北はりまコーディネーターから助言をもらうことにより、指導計画の改善につなげた。
37	心身障害児教育推進事業→特別支援教育推進事業	心身に障害を有する児童・生徒が在籍する幼・小・中学校に介助員を配置することで、児童・生徒並びに保護者が安心して、その能力と個性を十分に発揮できる学習の場を保障します。また、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、県と連携し、効果的な介助員の配置に努めます。	学校教育課	B	・特別支援学級だけでなく、支援の必要な児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう介助員を配置した。 ・通常の学級に介助員を配置し、児童生徒の状況に応じた支援を行うようにした。
			幼保連携課	A	幼稚園で特別な支援を必要とする園児に対して、介助員を配置しました。 ※事業名称：特別支援教育推進事業
38	障害児放課後児童クラブ事業	保育が必要で心身に障害を有する児童及び発達遅滞がある児童を放課後児童クラブで受け入れ、健常児と共に集団保育を行います。障害のある子どもの放課後児童クラブの利用実態を把握し、指導員の加配により障害児の受入体制を整備します。	学校教育課	B	希望があった児童については原則受け入れて、加配による支援員の配置を行っている。
39	障害児学童保育事業	保護者の就労等によって、放課後等に家庭で保護が受けられない特別支援学校に通学する児童の集団保育を行います。	社会福祉課	A	北はりま特別支援学校に在籍する子どもを対象に、障害児学童保育事業を実施している。
40	障害児通所給付事業	児童発達支援等において日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練など、専門的な支援を行います。	社会福祉課	A	詳細は障害福祉計画において評価
41	障害児ふれあい交流事業	長期休暇時に、市内に住む小中学校の障害のある子どもや保護者と地域の人たちの交流活動を開催し、人とのつながりを支援します。あわせて、障害や障害のある人に対する理解を深めるため、事業内容の充実を図ります。	社会福祉課	B	参加者は楽しく交流をしながら丁寧な指導のもと創作活動等を実施された。年々参加者が減っており、内容や実施方法について検討する必要がある。 平成30年度：2回42人、令和元年度：2回34人、令和2年度：新型コロナウイルス感染症拡大により中止
42	教職員に対する研修	教職員に対して、県教育委員会及び障害児教育センター実施の講座、教育研究室が主催する特別支援教育に係る研修への参加を勧奨することで、教職員の資質の向上を図ります。	学校教育課	B	・初めて特別支援学級を担任する教員は、県立特別支援教育センターの研修を受講し、障害に対する知識や指導の工夫等、資質の向上に努めた。 ・市内特別支援学級の担任全員による基礎研修を開催し、専門家による講義や中学校ごとの協議を行った。 ・特別支援教育推進部会において、特別支援学級担任による研究授業、事後研修を行い、特別支援教育に対する理解を深めるとともに目標や指導方法について協議した。 ・コーディネーターの専門性を高めるため、オンライン研修を活用し、コーディネーターに必要な知識等について学ぶ機会を設定した。
施策の方向		(3) 医療・生活安定に向けた支援			
施策の方針		障害のある子どもの生活の安定を支援するために、医療費等により経済的な支援の充実を図ります。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
43	＜新規＞他公費医療自己負担額助成	乳幼児等又は子ども医療費助成制度の受給者に対して、国の公費医療制度による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。	保険医療課	A	●事業名：他公費医療自己負担額助成事業 ●時期：通年 ●内容：乳幼児等及び子ども医療費助成事業の受給資格があり、国等の公費負担医療（自立支援医療、小児慢性特定疾病医療等）により受診した者に対し、自己負担相当額を助成する。 ●成果（申請件数・助成額）：H30…79件・255,670円、R1…120件・399,720円、R2…60件・201,070円 ●今後の課題：子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、継続して実施する。
44	未熟児養育医療費	病院に入院し養育医療を受ける必要のある未熟児に対して、指定医療機関での入院医療費（医療保険適用範囲内）及び入院時食事療養費の自己負担相当額を給付します。	健康課	A	申請者全て支給できている。未熟児が在宅での生活ができるよう訪問等で支援をしている。

45	乳幼児等医療費	小学3年生までの乳幼児等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。 ※所得制限あり	保険医療課	A	●事業名：乳幼児等医療費助成事業 ●時期：通年 ●内容：0歳から小学3年生までの通院・入院に係る自己負担相当額を助成する（所得制限あり）。 ●成果（受給者数・助成額）：H30…2,822人・85,384,952円、R1…2,656人・79,570,140人、R2…2,515人・57,999,957円 ●今後の課題：子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、継続して実施する。R4.7月所得制限廃止
46	こども医療費	小学4年生から中学3年生までの子どもの疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。 ※所得制限あり	保険医療課	A	●事業名：母子家庭等医療費給付事業 時期：通年 ●内容：18歳に達した年度の末日までの児童若しくは20歳未満の高校在学中の児童を監護する母又は父等及びその児童、遺児の通院・入院に係る自己負担相当額から所定の一部負担金を控除した額を助成する（所得制限あり）。 ●成果（受給者数・助成額）：H30…354人・9,570,978円、R1…324人・10,501,282円、R2…293人・9,856,456人 ●今後の課題：ひとり親世帯の経済的負担の軽減を図るため、継続して実施する。R4.7月助成範囲拡大
47	母子家庭等医療費	18歳に達した年度の末日までの児童若しくは20歳未満の高等学校在籍中の児童を監護する母又は父等及びその児童、遺児の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合、その自己負担相当額から一部負担額を控除した額を助成します。 ※所得制限あり	保険医療課	A	●事業名：母子家庭等医療費給付事業 時期：通年 ●内容：18歳に達した年度の末日までの児童若しくは20歳未満の高校在学中の児童を監護する母又は父等及びその児童、遺児の通院・入院に係る自己負担相当額から所定の一部負担金を控除した額を助成する（所得制限あり）。 ●成果（受給者数・助成額）：H30…354人・9,570,978円、R1…324人・10,501,282円、R2…293人・9,856,456人 ●今後の課題：ひとり親世帯の経済的負担の軽減を図るため、継続して実施する。R4.7月助成範囲拡大
48	自立支援医療（育成医療）	障害の軽減又は機能回復を図るため、指定の医療機関で必要な医療を受けた身体障害児に対し、育成医療費を支給します。	社会福祉課	A	医療の必要な身体障害児に対し、育成医療費を支給した。 支給件数：平成30年度 3件、令和元年度 2件、令和2年度 4件
49	障害児福祉手当	著しく重度の心身障害のため、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の障害のある人（20歳以下）に対して、障害児福祉手当を支給します。	社会福祉課	A	対象者に対し、障害児福祉手当を支給した。 対象者数：平成30年度 20人、令和元年度 18人、令和2年度 18人
50	特別児童扶養手当	在宅心身障害児の福祉の向上を図るため、精神又は身体に中程度以上の障害のある20歳未満の児童に対して特別児童扶養手当を支給します。	こども福祉課	A	国制度に基づき、障害のある児童を監護する父母等に特別児童扶養手当を支給し、経済的な負担を軽減した。
51	保育料の軽減	徴収額表低階層世帯で在宅障害児（者）のいる世帯について保育料を軽減します。	幼保連携課	A	徴収額表低階層世帯で在宅障害児（者）のいる世帯の保育料を軽減し、経済的負担の軽減を図っている。
基本目標Ⅲ 住み慣れた地域での安全・安心な暮らしづくり					
施策の方向	(1) 相談支援体制の充実				
施策の方針	地域移行・地域定着、就労支援及び権利擁護など総合的な相談の拠点としての機能を持ち、相談支援専門員の質の向上と相談支援に係る連携体制の強化を図るための「基幹型相談支援センター」の設置を検討するなど、相談支援体制の充実を図ります。 また、様々な障害者支援機関が、西脇市障害者地域支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりのライフステージにおける課題等を共有することで、総合的な支援につなげます。 さらに、相談機能の一層の向上に向け、保健・医療、教育、福祉等の関係機関、サービス提供事業者やNPO、民生委員児童委員等と連携を図るなど、相談支援のネットワークの構築に努めます。				
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
52	《新規》★基幹型相談支援センターの設置	相談支援事業の充実を図るために、障害のある人等の地域生活を総合的に支援する基幹型相談支援センターの設置について検討します。	社会福祉課	A	詳細は障害福祉計画において評価
53	《新規》★相談支援ネットワークの構築	保健・医療、教育、福祉等の関係機関、サービス提供事業者やNPO、民生委員児童委員等と連携を図るなど、相談支援のネットワークの構築に努めます	社会福祉課	C	西脇市障害者地域支援協議会の各部会での協議や民生委員児童員との研修会、地域包括支援センターとの連絡会を定期的に行い、相談支援のネットワーク構築に努めている。 令和3年度からは、さらに障害者基幹相談支援センターの設置により相談支援ネットワークの構築を推進していく。
54	★相談支援事業（地域生活支援事業）	障害のある人やその保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。 また、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行います。	社会福祉課	A	詳細は障害福祉計画において評価
55	相談事業（身体・知的・精神障害者相談員）	各相談員を設置することにより、障害のある人や保護者等からの更生支援の相談に応じ、必要な指導を行います。	社会福祉課	A	それぞれの相談業務を委託し、相談員による必要な支援や指導を実施。（精神障害者相談員は、県から委嘱を受けて従事） 身体障害者相談員：西脇市身体障害者福祉協会より4名、知的障害者相談員：西脇市てをつなぐ育成会より3名、精神障害者相談員：県から委嘱を受けた3名
56	西脇市障害者地域支援協議会	市内の保健・医療・福祉及び教育等の関係機関等で構成される西脇市障害者地域支援協議会は、障害のある人に関する総合的な施策の推進等について調査審議します。	社会福祉課	A	平成30年度は1回、令和元年度は2回、令和2年度は5回協議会を開催し、審議を行った。
57	北播磨障がい福祉ネットワーク会議	北播磨地域（5市1町）の関係機関によるネットワークを活用し、北播磨全域の障害福祉施策を推進します。	社会福祉課	A	全体会議、市町部会、相談支援部会、就労支援部会、発達障害支援部会、医療的ケア児支援部会を設置している。それぞれ年2～6回の会議を開催し、北播磨全域の課題解決に向けた検討を行った。令和元年度は西脇市が事務局を担当した。

58	地域移行・定着支援（障害福祉サービス）	退院可能な精神に障害のある人が、地域での生活へ移行し、定着できるように、病院関係者と連携し、日常生活への移行に向けた支援を行います。また、精神障害者退院支援施設や地域移行型ホーム等の住環境の整備を検討します。あわせて、地域での障害のある人への理解を促進し、良好な人間関係が保てるように支援します。	社会福祉課	C	詳細は障害福祉計画において評価
施策の方向		② 暮らしの場の確保			
施策の方針		在宅の障害のある人や施設等から地域への移行する障害のある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、グループホームをはじめとする住まいの確保を図るとともに、相談機能や緊急時受入、生活体験の場を備えた地域生活の拠点となる施設の整備について検討します。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
59	《新規》★地域生活拠点の整備	地域で安心して生活するために、相談機能、緊急時の受入、1人暮らしの体験の場所等になる拠点を整備していきます。また、高齢者やこどもの居場所など地域での交流拠点としての機能や共生型サービスを含めて検討します。	社会福祉課	C	詳細は障害福祉計画において評価
			長寿福祉課	D	
			幼保連携課	D	交流拠点や共生型サービスについての検討はできていない。
			子ども福祉課	C	子ども食堂などの地域での居場所づくりへの支援として、西脇子ども園やボランティアグループなかよしりぼんが実施されている子ども食堂のチラシの配布等を行いました。
60	《新規》★グループホーム事業所の整備	近隣市町や市内の障害福祉サービス事業所（介護保険事業所を含む）にグループホームの整備について働きかけます。	社会福祉課	A	グループホーム新規開設推進補助金を創設し、開設にかかる費用の補助を行っている。令和元年度に1事業所が開設された。
61	《新規》自立生活援助（障害福祉サービス）	障害者支援施設やグループホーム等の利用者が、1人暮らしに移行する場合、定期的に居宅を訪問などの相談支援を行います。	社会福祉課	D	詳細は障害福祉計画において評価
62	《新規》福祉ホーム運営補助事業	障害者総合支援法に基づく福祉ホームの運営事業者に対して、その運営を支援します。	社会福祉課	A	令和元年度に福祉ホーム利用者が退所したため、以降は補助対象事業者がない。今後の利用見込について、検討が必要である。
63	住居系サービス（障害福祉サービス）	共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援等のサービスを支給します。	社会福祉課	A	詳細は障害福祉計画において評価
64	高齢者等住宅改造助成事業	居住環境の改善を目的として、介助を必要とする65歳以上の高齢者や重度の身体に障害のある人を対象に、住宅改造に要する費用を助成します。また、住まいの改良相談員を設置し、相談・助言を行います。	長寿福祉課	B	【一般型】2年度に市内業者の要件を見直し（市外も可）、利用者の増加につながった。 平成30年度：実績なし 令和元年度：3件 376,000円 令和2年度：6件 1,200,000円 【特別型】 平成30年度：2件 290,000円 令和元年度：2件 237,000円 令和2年度：1件 220,000円
			社会福祉課	B	評価期間中の利用実績はなし。引き続き、制度の周知を行っていく。
65	住宅入居等支援事業（居住サポート）（地域生活支援事業）	賃貸契約による公営住宅及び民間の賃貸住宅への入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等について支援します。また、賃貸等の契約による一般住宅への入居を希望している精神に障害のある人に対して、入居に必要な調整等のサポート体制を検討します。	社会福祉課	A	障害者相談支援センター1か所に委託し、実施している。

施策の方向		(3) 生活支援の充実			
施策の方針		障害のある人（障害のある子どもを含む）が、住み慣れた地域において、必要な支援を受けながら安心して在宅生活を送ることができるよう、日常生活を支援する様々なサービスを提供します。また、市内の障害福祉サービス等事業者の第三者評価の実施を推進し、サービスの質の向上に努めます。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
66	《新規》 あんしんはーと ねっと事業（SOS 事前登録）	高齢者の異変や行方不明等に対応するため、事業協力者とのネットワークを活用し、高齢者の見守り、捜索への協力を行います。また、行方不明の可能性がある高齢者等の家族が、捜索に必要な本人の情報を事前に市へ登録します。	長寿福祉課	B	事業協力者数：平成30年度：110か所、令和元年度：115か所、令和2年度：123か所。 令和元年度、見守り対象を高齢者、障害者、子どもへ拡大した。 SOS事前登録者：平成30年度：50人、令和元年度：63人、令和2年度：61人
67	《新規》 高齢者見守りサポート事業	事業希望者に対して、月1回見守りを兼ねた宅配事業者による配達を実施しています。配達時の状況から、必要に応じ支援につなげます	長寿福祉課	B	新規加入が少なく徐々に利用者が減少している。令和元年度に利用者アンケートを実施した。 平成30年度：延べ配達 2,535件 1,176,000円 211世帯（当初） 令和元年度：延べ配達 2,364件 1,108,566円 206世帯（当初） 令和2年度：延べ配達 2,200件 1,258,400円 195世帯（当初）
68	《新規》 共生型サービスの推進	障害のある人が高齢となった時に、障害福祉サービス事業所で継続して支援ができるように共生型サービスの実施を推進します。	社会福祉課	D	共生型サービスの実施については現在協議が進んでいないが、障害のある人が高齢となった時に、円滑に介護サービスに移行できるように、また生活の質を保つことが出来るようにするため、障害者相談支援センターと地域包括支援センターの連絡会にて協議を行っている。
			長寿福祉課	D	
69	訪問系・日中活動系サービス（障害福祉サービス）	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練）等のサービスを支給します。	社会福祉課	A	詳細は障害福祉計画において評価
70	補装具費の支給（自立支援給付）	義肢・装具・車いす・補聴器等の補装具の購入費及び修理費を支給します。	社会福祉課	A	支給申請に応じ、補装具の購入費及び修理費を支給した。 支給件数：平成30年度 96件、令和元年度 100件、令和2年度 85件
71	日常生活の支援（地域生活支援事業）	日常生活用具給付等事業・訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業を行います。	社会福祉課	A	詳細は障害福祉計画において評価
72	知的障害者自立生活訓練施設補助事業	在宅の知的障害のある人を対象として、一定期間保護者から独立させ、宿泊による生活訓練事業を実施する知的障害者自立生活訓練ホームに対し、運営補助を行います。	社会福祉課	A	詳細は障害福祉計画において評価
73	安心コールセンターサービス事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全を確保するため、緊急通報装置を貸与します。	長寿福祉課	B	専門的知識を有するオペレーターへの24時間対応により、利用者とその家族（別居）の安心につながっている。 平成30年度：設置台数 209台 3,200,634円 令和元年度：設置台数 204台 3,333,171円 令和2年度：設置台数 197台 3,316,500円
74	生活管理指導短期宿泊事業	心身状態の低下により、在宅生活が一時的に困難になったひとり暮らし高齢者等に対して、短期の宿泊により日常生活に適應するための指導・支援を行います。	長寿福祉課	A	在宅での虐待事案など緊急的避難援助が必要な場合などにも有効的に活用している。 平成30年度：4人 延べ197日 890,220円 令和元年度：3人 延べ170日 647,700円 令和2年度：5人 延べ251日 1,040,100円
75	家族介護用品支給事業	家族介護者の経済的負担の軽減を図るため、要介護4以上相当の在宅の要介護者を対象に、紙おむつや介護用手袋等を支給します。	長寿福祉課	A	在宅で介護を行っている家族の経済的負担の軽減につながっている。 平成30年度：対象者91人 延べ739人 2,817,001円 令和元年度：対象者95人 延べ683人 2,607,905円 令和2年度：対象者99人 延べ733人 2,823,111円
76	福祉電話設置事業	緊急連絡の手段を確保するため、電話を保有しない在宅のひとり暮らし高齢者や重度の身体障害のある人に福祉電話を貸与します。	長寿福祉課	B	電話を保有しないひとり暮らし高齢者等の緊急連絡の手段を確保している。 平成30年度：14台分 298,929円 令和元年度：13台分 291,523円 令和2年度：10台分 269,495円
			社会福祉課	B	電話を保有しない重度の障害のある人等の緊急連絡の手段を確保している。 現在利用希望者はないが、引続き制度の周知を図っていく。

77	高齢者日常生活用具給付事業	日常生活の安全を確保するため、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対して、火災警報器、電磁調理器を給付します。	長寿福祉課	B	申請のあったものについて助成しているが、今後も広報等で事業の周知を図っていく。 平成30年度：電磁調理器10台、火災報知器1台 177,520円 令和元年度：電磁調理器1台 18,550円 令和2年度：電磁調理器4台、火災報知器1台 84,070円
78	認知症高齢者位置情報提供事業	行方不明になる可能性のある認知症高齢者等を介護する家族に対して、位置情報提供システム機器を貸与し、行方不明の時の早期発見、事故防止を図ります。	長寿福祉課	A	年度末時点の貸与台数 平成30年度：5台、令和元年度：5台、令和2年度：4台
79	福祉サービス第三者評価事業	サービスの向上を目指し、第三者からの評価を受け、その評価結果を公表し、利用者に情報提供を行います。また、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促します。	社会福祉課	C	第三者評価の実施について市内事業所へ情報提供しているが、費用負担の問題などから受審に至った事業所がない。
施策の方向		(4) 生活安定に向けた支援			
施策の方針		障害のある人の生活安定に向け、各種の手当の支給を行うとともに、利用促進に努めます。また、公共料金等の減免制度や税の控除等の情報については、「障害者福祉のしおり」やホームページでの周知に努めます。あわせて、障害のある生活に困窮する人に対する生活や就労に向けた支援を実施します。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
80	《新規》★障害のある生活困窮者への支援	障害のある生活困窮者に対して、関係機関等と連携しながら、生活や就労に対して支援を行います。	社会福祉課	B	生活困窮担当者や就労支援員等関係者や関係機関と連携し、相談支援を実施している。
81	特別障害者手当	著しく重度の心身障害のため、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の障害のある人(20歳以上)に対して、手当を支給します。	社会福祉課	A	対象者に対し、特別障害者手当を支給した。 対象者数：平成30年度 44人、令和元年度 18人、令和2年度 46人
82	福祉手当(経過措置)	従前の福祉手当受給者(20歳以上)で、特別障害者手当又は障害基本年金不受給の人に対して、手当を支給します。	社会福祉課	A	対象者に対し、福祉手当を支給した。 対象者数：平成30年度 1人、令和元年度 1人、令和2年度 1人
83	重度心身障害者(児)介護手当	日常生活において常時介護を要する65歳未満の重度心身障害者(児)で、過去1年間障害福祉サービス等を未利用の介護者に対して重度心身障害者(児)介護手当を支給します。	社会福祉課	A	対象者なし
84	西脇市福祉年金	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持し、市内に引き続き1年以上居住している人に対して、福祉年金を支給します。	社会福祉課	A	対象者に対し、西脇市福祉年金を支給した。 対象者数：平成30年度 1人、令和元年度 1人、令和2年度 1人
85	在宅老人介護手当	寝たきり又は認知症の状態にある65歳以上の人で、要介護4以上に相当し、過去1年間介護保険サービスを未利用の介護者に対して、在宅老人介護手当を支給します。	長寿福祉課	B	介護サービス利用実績等から対象者の把握に努めているが、今後も広報等で周知を図っていく。 平成30年度～令和2年度：実績なし
86	各種の減免制度	公共料金の減免、税の控除・減免、交通機関の割引など	社会福祉課	A	障害者手帳交付時に、減免制度について説明を行い、利用促進を図っている。
施策の方向		(5) 保健・医療の充実			
施策の方針		生活習慣病や認知症、寝たきり等の要介護状態にならないように、予防に対する正しい知識を啓発することにより、障害の発生の防止に努めます。また、日常生活における健康増進や健康管理を勧め、疾病の早期発見・早期対応・早期治療へとつなげます。また、医療的ケアが必要な障害のある人が、必要なサービスや適切な医療を受けることができるように、医療機関等の理解を促進します。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
87	《新規》医療的ケアが必要な障害のある人への支援	呼吸器等を使用している医療的ケアの必要な人が、必要な量のサービスを利用できる支援体制の整備に努めます。重度障害のある人が、市内で生活介護を受けられるように市内の事業者(介護保険の事業者を含む。)働きかけます。	社会福祉課	A	令和元年度に、医療的ケアの必要な人を含む重度障害のある人が利用できる生活介護事業所が開設された。
88	健康教育事業	健康寿命の延伸のために、生活習慣病や健康増進等の正しい知識の普及を図り、自ら健康づくりに取り組む市民の意識を高めます。個人の行動変容に結びつくよう健康教育の充実を図ります。	健康課	A	緊急事態宣言のため教室やイベントの回数が減少した。平成30年度23回、延べ558人、令和元年度27回681人、令和2年度4回117人と減少している。あらゆる機会を活用し、市民が健康づくりに関する知識を向上できるように支援していく予定。

89	健康相談事業	健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行い、生活習慣の改善を図ります。また、健診の結果に基づく保健指導の充実を図ります。	健康課	B	緊急事態宣言のため回数が減少した。平成30年度67回672人、令和元年度85回700人、令和2年度32回64人と減少している。コロナ禍で市民と接する機会が減少している。健診結果に基づく生活習慣の改善について支援を継続する必要がある。
90	健康診査事業	がんの早期発見と生活習慣病の予防対策として、健康診査を行います。また、健康診査の結果に応じて、受診勧奨や保健指導を行います。あわせて、受診率の向上に向けた勧奨を推進します。	健康課	A	緊急事態宣言のため健康診査を中止したため、受診者数が減少している。受診者数は、平成30年度3,562人、令和元年度3,429人、令和2年度2,389人と減少している。健診を受ける機会を確保し受診率を高める必要がある。
91	訪問指導事業	健康診査等の結果の基づく訪問を実施し、保健指導を行います。	健康課	A	平成30年度33回、令和元年度40回、令和2年度105回となっている。健診結果に基づく訪問により、健康づくりの支援を継続的に実施している。
92	介護予防事業	介護予防の普及啓発のために運動、栄養、口腔ケア等に関する介護予防教室を開催します。また、介護予防いきいきサロンやおりひめ体操自主グループ等の市民主体の通いの場の活動を支援します。	健康課	A	サロンは30年度1,077回延べ20,818人、元年度1,036回延べ18,394人、2年度920回延べ14,420人でした。おりひめ体操自主グループ数は、30年度32地区、元年度34地区、2年度28地区となっている。緊急事態宣言で中止するところがあり減少している。コロナ禍で社会的活動や運動不足などが危惧されるため、フレイル予防対策の推進が必要。
93	自立支援医療（更生医療）	障害の軽減又は機能回復を図るため、指定の医療機関で必要な医療を受けた身体障害のある人に対し、更生医療費を支給します。	社会福祉課	A	医療の必要な身体障害者に対し、更生医療費を支給した。 支給件数：平成30年度 10件、令和元年度 15件、令和2年度 8件
94	重度心身障害者医療費	重度の障害のある人（障害のある子どもを含む。）の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金相当額を控除した額を助成します。※所得制限あり	保険医療課	A	●事業名：重度障害者医療費助成事業 ●時期：通年 ●内容：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級のいずれかを所持している者の通院・入院に係る自己負担相当額から所定の一部負担金を控除した額を助成する（所得制限あり）。 ●成果（受給者数・助成額）：H30…317人・53,549,771円、R1…340人・50,282,006円、R2…344人・46,366,553円 ●今後の課題：重度の障害のある者の経済的負担の軽減を図るため、継続して実施する。
95	高齢重度障害者医療費	高齢に加えて重度の障害のある人に対して、医療の給付が行われた場合において、医療の給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担相当額を控除した額を助成します。※所得制限あり	保険医療課	A	●事業名：高齢重度障害者医療費助成事業 ●時期：通年 ●内容：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級のいずれかを所持している者の通院・入院に係る自己負担相当額から所定の一部負担金を控除した額を助成する（所得制限あり）。 ●成果（受給者数・助成額）：H30…452人・41,427,892円、R1…340人・50,282,006円、R2…344人・46,366,553円 ●今後の課題：重度の障害のある後期高齢者の経済的負担の軽減を図るため、継続して実施する。
96	高齢期移行医療費	65歳から69歳までの高齢者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担額から一部負担金相当額を控除した額を助成します。※所得制限あり	保険医療課	A	●事業名：高齢期移行助成事業 ●時期：通年 ●内容：65歳から69歳までの市民税非課税、要介護2以上等の要件を満たす者の通院・入院に係る自己負担相当額の1割を助成する（所得制限あり）。 ●成果（受給者数・助成額）：H30…192人・8,385,991円、R1…169人・74,837,891円、R2…143人・5,529,938円 ●今後の課題：所得の低い前期高齢者経済的負担の軽減を図るため、継続して実施する。
97	重度心身障害者訪問看護ステーション利用	市内の訪問看護ステーションが実施する健康保険法に規定する訪問看護事業を利用した重度の心身障害のある人に対して、利用料の一部を助成します。	社会福祉課	A	訪問看護ステーションを利用した重度の心身障害のある人に対して、利用料の一部を助成した。 対象者数：平成30年度 3人、令和元年度 3人、令和2年度 4人
施策の方向		⑥ 暮らしの安全・安心の確保			
施策の方針		障害のある人等を悪質商法被害や交通事故等から守るため、消費生活被害防止に関する啓発や交通安全教育等を実施します。また、災害に対する意識の向上や災害時個別支援計画について、検討を進めます。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
98	《新規》防災意識の向上	事業所等と連携し、障害のある人やその家族に災害時の避難場所や準備についての情報、支援体制についての情報発信を図ります。	社会福祉課	C	各施設が作成する避難確保計画について確認するとともに、防災に関する情報提供を発を行った。
			防災安全課	B	全世帯及び必要配慮施設に防災マップの配付をするとともに、各施設が作成する避難確保計画において、現状の聞き取りや避難方法などの情報提供や作成支援を行っている。
99	《新規》災害時個別支援計画の策定	災害時要援護者の避難誘導等について、個別の計画策定に向けて、関係各課や地域との調整を図ります。	社会福祉課	C	今後も関係機関と連携を図り、要援護者の避難計画の作成を進めていく。
			長寿福祉課	C	個別支援計画作成件数：2件（高齢1件、障害1件）
			防災安全課	C	各自自主防災会で実施される避難訓練の計画策定段階で、効率的な避難ができるよう必要に応じて自主防災会と連携します。
100	《新規》避難所での情報発信	避難所での情報発信については、音声発信だけでなく、ホワイトボード等による情報発信に努めます。	防災安全課	B	筆談を行うためのホワイトボードや、指差してやりとりするためのイラストを準備するとともに、避難所での各種案内表示を設置することなどの対応をしている。また、災害時の多様な情報発信の必要性について、避難所を担当する職員に周知している。

101	消費生活被害防止に関する啓発	高齢者や判断能力が十分でない人を狙った悪質商法や詐欺等の被害を防止するため、本人や関係者が注意すべきことについての啓発を図ります。また、障害者団体や民生委員児童委員に対して、相談窓口や被害事例等の周知を図ります。	防災安全課	B	相談員による消費生活相談を実施し、年間で約280件の相談を受けている。また、消費者協会や民生委員児童委員に消費者被害を防止するための啓発冊子を配付し、相談窓口等の周知を図っている。
102	障害者等に対する交通安全・防犯教育	障害のある人の交通事故や犯罪被害を抑止し、安全な暮らしを守るため、障害のある人、それぞれの状況に応じた指導や教育を行います。	防災安全課	C	基本的には、市内の認定こども園や小学校を中心に、交通安全教室を実施している。
103	地域防災計画の推進	地域防災計画を随時見直し、市民への周知徹底を図るとともに、住民相互の助け合いを基調とした協力体制の構築を図ります。	防災安全課	B	地域防災計画を随時見直し、ホームページで公表するとともに各自主防災会と情報共有を行い、その内容を反映した自主防災活動に関する計画の作成支援をしている。
104	災害時要援護者の把握	関係部局との連携により、平時からの災害時要援護者の把握に努めます。	長寿福祉課	B	災害時要援護者名簿（福祉票）を毎年更新し管理を行っている。令和元年度から個別支援計画作成に向けて、防災、障害担当と連携して必要な作業を進めている。
			社会福祉課	B	災害時要援護者名簿等の管理を行っている。令和元年度から個別支援計画作成に向けて、防災、高齢担当と連携して必要な作業を進めている。
			防災安全課	B	地区防災計画に定める災害時要援護者の支援の取組みの中で、自主防災会において要援護者名簿の利用をするとともに、自治会でも独自に要援護者の把握に努めている。
105	自主防災組織等の育成	近隣の住民同士が協力して地域の安全を、自主防災組織の活性化を図ります。組織化率99%を目指すとともに、自主防災会を中心に災害時において各町が対策本部を設置し、要援護者の避難誘導、本部との連携体制や救出・救護など、行政機関の活動と連携し、地域防災力の強化を図ります。	防災安全課	B	地域防災力の向上を図るため、地域の実情に即した自主防災会の活動計画となる災害時要援護者の支援体制を含めた地区防災計画の作成支援や自主防災訓練の実施を支援している。
106	緊急時の情報伝達手段の整備	災害時の市民への情報伝達手段確保のため、防災行政無線を整備し、避難準備情報や避難勧告・指示等市民への速やかな伝達を図ります。	防災安全課	B	電波法の改正により、アナログ方式の機器が令和4年12月1日以降は使用できなくなるため、令和2年度防災行政無線設備をアナログ方式からデジタル方式へ機器更新する工事契約をし令和3年度の完成を目指している。また、聴覚に障害のある方に対して、緊急情報を文字で放送・表示できる戸別受信機を希望者に配付する。
107	にしわき安心ボトルの配布・活用	救急活動に必要な情報を的確に伝えられるにしわき安心ボトルを配布します。また、情報の随時更新等の活用方法について周知します。	長寿福祉課	B	民生委員児童員や関係機関等への周知を行い、必要な方への配布・活用を行っている。また、定期的に記載内容の更新が行えるよう情報を発信し、民生委員児童員や関係機関等への協力をお願いしている。
			社会福祉課	B	
施策の方向		(7) 情報提供の充実			
施策の方針		障害のある人にとって必要な障害者福祉の制度やサービス等の情報について、的確に入手できるように情報提供の充実を図ります。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
108	「障害者福祉のしおり」発行	各種手帳交付時に「障害者福祉のしおり」を配布し、障害福祉制度・サービスに関する内容をわかりやすく周知します。また、サービス事業所等の情報については、随時更新を行います。	社会福祉課	A	年1回を目的に情報を更新し、障害者手帳新規取得者や関係機関に配布している。
109	声の広報	配布を希望する視覚に障害のある人に、広報にしわきの内容を録音したCDを送付します。	社会福祉課	A	西脇市社会福祉協議会に委託し、希望者にCDを送付している。 利用者数：平成30年度 18人、令和元年度 18人、令和2年度 17人
110	福祉情報の提供	市のホームページを通じて、「広報にしわき」や「障害福祉のしおり」に掲載した情報ははじめ、各種の福祉情報の提供に努めます。	社会福祉課	B	広報や障害者福祉のしおりの掲載記事や各種情報については、常にホームページを作成・更新し、周知できるよう努めている。
111	わかりやすい行政情報の提供（再掲）ホームページ	ホームページを見やすくするための背景色の変更や文字の拡大、手話の表示、必要に応じたルビの表記などについて関係各課に働きかけます。	社会福祉課	B	文字サイズ、背景色の変更、音声による読み上げに対応したホームページを作成している。手話の表示、ルビの表記などよりわかりやすい情報提供について、働きかけを続ける。

基本目標Ⅳ		社会参加と生きがづくり			
施策の方向		(1) 就労支援の充実			
施策の方針		障害のある人の就労に向けた訓練の支援を行うとともに、関係機関等との連携により障害のある人の雇用を促進します。一般就労された方には、職場での定着が図れるよう支援します。また、企業に対しては、障害のある人への理解を深め、雇用を促進していただくよう啓発を進めます。市においては、法定雇用率の達成とともに、障害者就労支援施設や在宅の障害のある人に対し、優先的にサービスや物品の調達をすることを推進します。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
112	《新規》★職場定着支援	北播磨就業・生活支援センターでは、障害のある人が職場に定着しやすいよう、企業との調整や本人への支援を実施しています。市においても、協力支援ができるように努めています。	社会福祉課	A	支援が必要な方に対し、北播磨就業・生活支援センターについての情報提供や相談の調整・依頼する等連携を図り、本人が必要な支援を受けられるよう調整している。
113	★商工関係団体との連携による障害者雇用事業所の開拓	障害の種別・程度・特性に応じて、障害のある人が就労訓練の成果や持てる能力を発揮しつつ一般就労ができるよう、市と西脇商工会議所等商工業者関係団体と連携し、雇用事業所の開拓や障害のある人の雇用に関する理解と認識を深める啓発を行います。	社会福祉課	C	西脇市障害者自立支援協議会の就労支援連絡会において、西脇労働基準監督署や西脇公共職業安定所との連携や協議はできているが、商工関係団体との連携や啓発については今後検討が必要である。
114	《新規》就労定着支援（障害福祉サービス）	環境の変化により生活面に課題がある一般就労に移行した障害のある人に対して、企業等との連絡調整や課題解決に向けた支援をします。	社会福祉課	A	詳細は障害福祉計画において評価
115	《新規》優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。また、障害福祉サービス事業所で製作された製品の販売を促進するため、地域のイベントへの出品等の販路拡大に有効な支援策について検討します。	社会福祉課	B	障害者優先調達推進法に基づき、ホームページ等で周知を図るとともに、西脇市障害者優先調達推進方針に記載している調達目標に向けて取組を推進している。 平成30年度：目標額 2,400,000円、実績額 1,784,993円 令和元年度：目標額 2,100,000円、実績額 1,614,043円 令和2年度：目標額 2,100,000円、実績額 3,626,825円
116	《新規》農福連携の推進	障害のある人が、農業の担い手として就労できる機会を増やし、農業と福祉の連携を図ります。実施希望のあった市内の就労支援事業所と農家等が契約し、利用者の施設外実習として実施します。	農林振興課	B	特産農産物活用地域活性化事業として、就労支援事業所と農家が連携し、地域の特産である金ゴマの栽培を行った。また、本事業に参加した事業所は、複数の農家から農作業を受託している。
117	日中活動系サービス（障害福祉サービス）	就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型等のサービスを支給します。	社会福祉課	A	詳細は障害福祉計画において評価
118	障害者雇用促進啓発活動の推進	事業主の障害のある人の雇用に関する理解と認識を深めるため、公共職業安定所と連携し、障害者雇用促進法の周知をはじめ、「障害者雇用支援月間」や「障害者雇用促進セミナー」の広報・啓発活動を行います。	社会福祉課	C	雇用促進啓発にかかる広報や啓発活動等について、情報共有や情報発信を行っているが、公共職業安定所と連携し、積極的な啓発活動の推進を検討していく。
施策の方向		(2) 居場所・生きがづくりの支援の充実			
施策の方針		障害のある人の芸術文化・スポーツ等における主体的な活動を支援するとともに、障害のある人が利用できる居場所について検討を進めます。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
119	障害のある人の居場所づくり	障害のある人が利用できる居場所について検討します。	社会福祉課	C	市内2か所の地域活動支援センターも利用できるが、障害の有無にかかわらず引きこもり等社会参加がしにくい方が居れる場所づくりの検討が必要。
120	障害者スポーツ大会参加支援	障害のある人が安全に楽しみながらスポーツ活動等に参加できるように、障害者スポーツ大会等への参加を支援します。	社会福祉課	A	兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加を支援した。 参加者数：平成30年度21人、令和元年度21人、令和2年度20人
121	身体障害者社会学級青い鳥学級	視覚に障害のある人が多くの人との交流を通じて、相互理解を深め、共に生きる喜びを創造する機会として「青い鳥学級」を実施します。	中央公民館	B	平成29年度から平成31年度（令和元年度）にかけて西脇市が「青い鳥学級」兵庫県北支部の当番市であった。北播磨地区（5市1町）の視覚障害者の方々に楽しんでいただけるよう、様々なボランティアの方と協力し、教室を開催することができた。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、思うように開催できなかった。）学級生、ボランティアとともに、どこの市町も高齢化が進んできている。
122	障害者水泳教室にこにこスイミング	障害のある人の身体機能の維持向上を図るため、個人指導による障害者水泳教室を実施します。（天神池スポーツセンター温水プール）	生涯学習課（スポーツ振興室）	B	障害をもつ小・中学生の水泳教室 年間12回実施（新型コロナウイルス感染症対策による休館期間除く。）

123	音楽体験教室	障害のある人とその保護者が、音楽やゲームを楽しみながら表現力を豊かにし、多くの人との交流・ふれあいの場となることを目的に開催します。	中央公民館	C	平成30年度から「おながくふれあいルーム」に名称変更講師、ボランティアの方々のアイデアで、障害者の方とその保護者の方にいろいろな音楽やゲームを楽しめる教室の開催ができた。しかし、令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大により、中止となった。
124	地域活動支援事業	障害者小規模通所支援事業や地域活動支援センター事業の運営を支援します。	社会福祉課	B	地域活動支援センター及び障害者小規模通所事業所の運営補助を行っている。 平成30年度：障害者小規模通所作業所1か所、地域活動支援センター3か所 令和元年度：障害者小規模通所作業所1か所、地域活動支援センター4か所 令和2年度：障害者小規模通所作業所1か所、地域活動支援センター2か所
施策の方向		(3) コミュニケーション支援の充実			
施策の方針		障害のある人が自らの意思で外出し、様々な形で社会参加を果たす場面において、相互のコミュニケーションを行うための支援を充実します。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
125	★「西脇市手話言語条例」の推進	「西脇市手話言語条例」について市民に周知し、「西脇市手話施策推進方針」に基づき、手話という言語の普及により、障害のある人とな人のコミュニケーションの拡大を図ります。	社会福祉課	B	手話施策推進方針に基づいて事業を実施するとともに、西脇市主査施策推進会議において実施状況の評価を行っている。新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年度以降は事業の縮小を余儀なくされている。
126	手話通訳者派遣事業（地域生活支援事業）	聴覚に障害のある人の外出時等のコミュニケーションの手段として、手話通訳者を派遣します。また、手話通訳者の計画的な養成のため、北播磨圏域で手話通訳者養成講座を実施するなど、人材の養成及び確保に努めます。あわせて、手話通訳者の派遣体制の充実を図ります。	社会福祉課	A	聴覚に障害のある人または関係団体等からの依頼に基づき、手話通訳者を派遣した。 派遣件数：平成30年度 134件、令和元年度 104件、令和2年度 45件 また、北播磨地域の5市1町合同で、毎年手話通訳者養成講座を開催した。
127	要約筆者派遣事業（地域生活支援事業）	聴覚に障害のある人の社会参加の促進を図るため、要約筆者を派遣します。また、要約筆者の計画的な養成のため、北播磨圏域で要約筆者養成講座を実施するなど、人材の養成及び確保に努めます。あわせて、要約筆者の派遣体制の充実を図ります。	社会福祉課	A	聴覚に障害のある人または関係団体等からの依頼に基づき、要約筆者を派遣した。 派遣件数：平成30年度 11件、令和元年度 9件、令和2年度 27件 北播磨圏域の5市1町合同で、平成30年度に要約筆者養成講座を開催した。
128	コミュニケーション環境の改善	窓口カウンターに筆記ボードを設置するなど、コミュニケーションがとりやすい環境の整備に努めます。	社会福祉課	A	市庁舎1階の全ての窓口に、筆記ボードと耳マークを設置した。
129	窓口対応の充実	各種相談やサービス利用時に係る記入用紙等において、利用者の視点に立った分かりやすい用語の使用等に努めます。	社会福祉課	B	コミュニケーション環境への配慮、情報を発信するためのツール等利用者の視点に立ってわかりやすく、情報保障のための配慮に努めている。
			窓口担当課	B	各課窓口での接遇については、利用者の視点に立ち、わかりやすい説明を心がけている。
施策の方向		(4) 移動支援の整備			
施策の方針		障害のある人が自らの意思で外出し、様々な形で社会参加を果たすことができるよう、移動中の介助や介護とともに、車両での移動についても検討します。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
130	≪新規≫ 車両移送型移動支援	車両移送型による移動支援の実施について検討します。	社会福祉課	D	車両移送型移動支援を行う事業所は市内、近隣にはないため、移動支援事業や介護タクシーの利用等を活用することで社会参加ができるよう支援している。
131	身体障害者自動車運転免許取得費・改造費助成事業	重度の上肢・下肢又は体幹機能障害のある身体障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合に、当該自動車の改造に要する費用の一部を助成します。また、身体に障害のある人が就労等のために運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。	社会福祉課	A	手帳所得時は障害者福祉のしおりを活用して周知を図り、随時窓口等においても情報提供を行っている。 平成30年度：免許取得1件 令和元年度：自動車改造2件 令和2年度：自動車改造1件、免許取得1件

132	福祉タクシー事業	重度心身障害のある人及び80歳以上の高齢者等が日常生活に必要な外出や社会活動等に対して、タクシー利用料金の一部を助成します。	長寿福祉課	A	【高齢者】80歳以上（所得要件あり）世帯の高齢者の効果的な移動支援が行えた。 平成30年度：利用枚数 16,379枚 助成費 8,189,500円 令和元年度：利用枚数 16,868枚 助成費 8,434,000円 令和2年度：利用枚数 15,419枚 助成費 7,709,500円
			社会福祉課	A	【障害のある人・子ども】身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級（所得要件あり）移動に困難を要する障害のある人・子どもの移動手段を確保し、効果的な移動支援が行えた。 平成30年度：利用枚数 20,948枚 助成費 10,474,000円 令和元年度：利用枚数 19,736枚 助成費 9,868,000円 令和2年度：利用枚数 19,295枚 助成費 9,647,500円
133	同行援護・行動援護（障害福祉サービス）	障害のある人の外出等を支援するために、ガイドヘルパー等の利用ができるように支援します。	社会福祉課	A	詳細は障害福祉計画において評価
134	移動支援事業（地域生活支援事業）	同行援護・行動援護の対象とならない人への外出を支援します。	社会福祉課	A	詳細は障害福祉計画において評価
135	ゆずりあい駐車場の利用証交付事業	兵庫県が実施しているゆずりあい駐車場の利用証を交付し、駐車場を優先して利用できるように支援します。	社会福祉課	B	手帳所得時は障害者福祉のしおりを活用して周知を図り、随時窓口等においても情報提供を行っている。 新規交付枚数：平成30年度51枚、令和元年度61枚、令和2年度28枚

基本目標 V 共に暮らせる地域づくり

施策の方向	(1) 福祉のまちづくりの推進
施策の方針	誰もが利用しやすい社会環境が整備されるように、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及に努めます。

No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
136	歩行空間の整備	障害のある人等が安心して移動できる歩行空間を確保するために、主要道路については、幅の広い歩道を整備します。	工務課	B	安心して移動できる歩行空間を確保するために、市道（市原羽安線・新庁舎周辺道路・上野蒲江線・上野上戸田線・郷瀬1号線・童子山線）の歩道等を整備。
137	公園等の整備	都市公園リニューアル計画に基づき、公園トイレの水洗化や園路改修など、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備に努めます。	工務課	B	公園利用者の安全・安心を確保するために、都市公園（西脇公園・童子山公園・日本へそ公園・緑風台中央公園）の園路等を改修。また、公園利用者の環境衛生の向上を図るために、羽安児童公園のトイレを改修。
138	障害者等に配慮した公営住宅の整備	「兵庫県福祉のまちづくり条例」及び県の公営住宅整備基準に基づき、バリアフリーに配慮した公営住宅の整備について検討します。	建築住宅課	C	市営住宅長寿命化計画に基づき新たな住宅整備については行っていないが、入居者が行うバリアフリー改修（段差解消、手すり設置）等の許可申請については、平成30年度6件、令和元年度2件、令和2年度3件の許可を行った。
139	交通バリアフリーの推進	障害のある人が自らの意思により外出することで、日常生活・社会生活の自立を果たすことができるよう、市内の公共交通網の改善を図るとともに、各事業者と連携しながら交通機関におけるバリアフリー化に努めます。	次世代創生課	A	平成30年度に策定した西脇市地域公共交通網形成計画に基づき、デマンド型交通「乗合タクシーむすぶん」やループバス「めぐりん」の導入、コミュニティバス、路線バスなどの市内均一料金制度の導入等、令和3年4月の開始に向けて公共交通の再編を行った。また、「乗合タクシーむすぶん」においてはユニバーサルデザインの車両を導入するなど、交通機関におけるバリアフリー化に努めている。
140	福祉のまちづくり条例届出	公共施設等（1,000㎡以下）の建築時に「兵庫県福祉のまちづくり条例」により届出された書類を審査し、施設のバリアフリー化を推進します。	建築住宅課	A	小規模購買施設等建築等届について、市で審査を行い、公共施設等のバリアフリー化を推進しています。 審査実績：平成30年度1件、平成31年度1件

施策の方向	(2) 共に支え合う地域福祉の推進
施策の方針	障害のある人等を見守ることのできる地域、障害のある人の生活を理解できる地域づくりを目指し、地域福祉を担う民生委員児童委員及び社会福祉協議会等の関係機関と連携し、障害のある人が安心して生活するための活動の場、また地域住民と交流できる集いの場を創出するなどの地域社会づくりの推進に努めます。また、ボランティア活動が活発になるよう、ボランティアセンターと連携して、ボランティア活動への支援を推進します。

No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
141	西脇市地域福祉計画の推進	「ええまち・西脇～みんなの心が響きあう安心・共生のまちづくり～」の基本理念に基づき、民生委員・児童委員及び西脇市社会福祉協議会との連携の下、障害のあるなしに関わらず、全ての人の人権が尊重され、いきいきと健やかな生活を送ることができる西脇市の実現を目指します。	社会福祉課	B	第二次福祉計画については、令和元年度が最終年度であり、取組状況評価として「計画通り取組めた」が52.6%、「ある程度取組めた」42.1%となっている。令和2年度からは第三次福祉計画とし、「ほっこり いいね・西脇市からみんなが安心・心つながるまちづくり～」を基本理念に全ての人がお互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、つながり、助け合い・支えあいの輪を広げることで、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、地域福祉の推進に取組んでいる。

142	障害者団体の育成及び活動支援	障害者団体の育成や活動を支援し、地域福祉活動の推進を図ります。	社会福祉課	B	障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援するための補助金を交付している。 平成30年度は1団体、令和元年・2年については、新型コロナウイルス感染症による影響で活動が難しく、利用に至らなかった。
143	ボランティアセンターへの支援	ボランティア活動を活性化させるために、ボランティアセンターを通じて、その活動を支援します。	社会福祉課	B	地域福祉の担い手である社会福祉協議会の運営経費等（ボランティアセンター職員設置や市町ボランティア活動支援事業、ボランティア活動推進事業等）を助成することでボランティア活動の推進を行っている。
施策の方向		(3) 人材の育成・研修の充実			
施策の方針		互いに認め合い、住み慣れた地域で、その人らしく暮らせるように、市職員をはじめ保健・医療・福祉分野の従事者、教職員、市民ボランティア、意思疎通支援者など、障害のある人にとって身近な人材の資質の向上を図る取組を推進します。			
No.	事業名	実施内容	担当課	評価	平成30年度～令和2年度 取組内容等 (事業名、時期、内容、成果、事業の予定、今後の課題等)
144	《新規》市民ボランティアの育成	西脇市社会福祉協議会との連携の下、障害についての理解を深め、障害のある人への支援ができるボランティアの育成に努めます。	社会福祉課	B	手話奉仕員、点訳奉仕員、音声訳ボランティア、傾聴ボランティア等社会福祉協議会にてボランティア養成のための講座を開催している。
145	★意思疎通支援者の育成	手話奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座、手話通訳者養成講座などを計画的に実施し、意思疎通支援者の育成に努めます。	社会福祉課	B	手話奉仕員養成講座は、西脇市社会協議会が入門課程、市が基礎課程を担当し、毎年開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、中止となった。 要約筆記者及び手話通訳者の養成は、北播磨5市1町合同で講座を開催し、計画的な育成に努めている。
146	市職員に対する研修	保健・医療・福祉関係部署の職員だけでなく、全ての市職員が障害のある人に対する理解と認識を深め、職員一人ひとり及び窓口対応全てが、障害のある人に対して配慮されたものとなるよう、研修を実施します。	総務課	B	北播磨定住自立圏連携事業の一つである手話研修に毎年職員を派遣し、職員のスキルアップを図っている。
147	教職員に対する研修（再掲）	教職員に対して、県教育委員会及び障害児教育センター実施の講座、教育研究室が主催する特別支援教育に係る研修への参加を勧奨することで、教職員の資質の向上を図ります。教育研究室の特別支援教育部会において、特別支援教育推進に係る調査研究を行うとともに、教職員の資質の向上を図ります。	学校教育課	B	・初めて特別支援学級を担当する教員は、県立特別支援教育センターの研修を受講し、障害に対する知識や指導の工夫等、資質の向上に努めた。 ・市内特別支援学級の担任全員による基礎研修を開催し、専門家による講義や中学校ごとの協議を行った。 ・特別支援教育推進部会において、特別支援学級担任による研究授業、事後研修を行い、特別支援教育に対する理解を深めるとともに目標や指導方法について協議した。 ・コーディネーターの専門性を高めるため、オンライン研修を活用し、コーディネーターに必要な知識等について学ぶ機会を設定した。
148	医療・福祉関係者に対する研修	医療・福祉関係機関と連携し、障害のある人への対応方法などについての研修会を実施し、支援者の資質の向上を図ります。	社会福祉課	B	平成30年度、令和元年度については支援者の資質向上を図るための研修会を実施したが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大により、中止となった。

障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況について

第5期西脇市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に掲げる令和2年度の成果目標（目標値）及び平成30年度～令和2年度の実績を追記しています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項 目		数 値	考 え 方
平成28年度末の施設入所者数（A）		69人	【基準値】
第5期目標値	令和2年度末の施設入所者数（B）	67人	
	施設入所者の削減者数	2人 (▲2.9%)	<基本指針> 【基準値】から2%以上削減 【1人以上】
	令和2年度末の地域生活移行者数 (施設や病院等からの移行者)	3人 (▲4.3%)	<基本指針> 【基準値】から9%以上移行 【6人以上】
令和2年度末時点の入所者数		62人	
令和2年度の地域生活移行者数		5人	

令和2年度においては、施設や病院からグループホームという形で地域生活移行となった方が5名あり、目標値を達成することが出来ました。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期計画の目標 <令和2年度末>

保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

⇒精神障害者地域移行・地域定着支援にかかる精神科病院と行政による連絡会議（事務局：加東健康福祉事務所地域保健課）及び圏域連絡会において、地域課題や各市町の協議の場についての意見交換を実施しました。

令和2年度においては、昨年同様各市町における個々のケースについて、加東健康福祉事務所の助言を得ながら進めていくこととしています。

(3) 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

第5期計画の目標<令和2年度末>

市内に、相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ居住支援の拠点の整備に向けて検討します。



⇒地域生活支援拠点等の体制を整備するための検討を進めました。

① 障害者グループホーム開設支援（令和2年4月開設）

虹の会工房グループホーム開設に向けた支援を行いました。

★ 開設に係る支援

グループホーム新規開設推進補助金（市）

グループホーム新規開設サポート事業（県）

<虹の会工房グループホーム>

場 所：西脇市黒田庄町前坂 2140

居室数：10室（1階5室・2階5室）

運 営：NPO 法人 虹の会工房

② 障害者基幹相談支援センターの開設に向けた準備（令和2年度）

令和2年6月議会において、センター開設に向けた準備となる予算を計上しました。7月に運営法人募集、9月に選定委員会をもって優先交渉権者にNPO法人白ゆり会が内定し、当協議会の承認を得て12月から契約及び運営準備を開始しました。令和3年4月からセンター業務を開始、5月から健康福祉連携施設内での設置をしました。

③ あんしんはーとねっと事業の見守り対象の拡大【令和元年度～】

平成26年度に高齢者への見守りや行方不明時の発見協力のネットワークとして設置し、関係団体や民間事業所が事業協力者として登録していただいています。見守りの対象者を高齢者だけでなく、障害のある方や子どもにも拡大することにより、地域の見守り体制を強化し、支援を必要とする人や地域で孤立しがちな人を早期に把握し、課題解決に向けた支援を行っています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■ 一般就労移行者数

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数 (A)	2人	【基準値】 平成28年度において福祉施設 ^(※1) を退所し、一般就労した者の数
【第5期目標値】 令和2年度末の一般就労移行者数 (B)	3人 (1.5倍)	<基本指針> 【基準値】の1.5倍以上 (B/A)
平成30年度の一般就労移行者数	5人	就労移行支援 1人 就労継続支援事業 (A型) 1人 就労継続支援事業 (B型) 3人
令和元年度の一般就労移行者数	8人	就労継続支援事業 (B型) 8人
令和2年度の一般就労移行者数	2人	就労継続支援事業 (B型) 2人

(※1)：福祉施設：生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一般就労への移行については難しく、目標を下回ることとなりました。しかしながら、3年間の平均は5人であり、目標値を上回ることが出来ています。

■ 就労移行支援利用者数

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援利用者数 (C)	1人	【基準値】 平成29年2月の就労移行支援利用者数
【第5期目標値】 令和2年度末の就労移行支援利用者数 (D)	6人 (6倍)	<基本指針> 【基準値】の1.2倍以上 (D/C)
令和2年度末の就労移行支援利用者数	4人	平成30年度末 5人 令和元年度末 7人

令和2年度については、目標値には届きませんでした。基準値は上回ることが出来ました。

■ 就労移行率が3割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【第5期目標値】令和2年度末 就労移行支援事業所のうち、就労移行率※ が3割以上の事業所の割合	5割	<基本指針> 全体の5割以上
令和2年度	0	事業所数 0

※就労移行率：4/1 時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合

平成30年度市内にあった1事業所が閉所してから就労支援事業所はない状況です。就労移

行支援事業所の利用以外にも一般就労へ移行する方法があるため、他の方法や圏域での事業所利用等も検討していく必要があります。

■ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

項目	数値	考え方
【第5期目標値】 就労定着支援事業による支援を開始した 時点から1年後の職場定着率	80%	<基本指針> 80%以上
令和2年度	100%	事業所数 0・支援 1

令和元年度から就労定着支援事業による支援を開始した方が1名あり、今年度も継続利用され、1年後の職場定着が出来ていることから目標を達成しました。

《西脇市の状況》

◆市における障害者の雇用

市で雇用している障害者 (令和元年6月1日現在)	17人	※うち、精神障害6人 身体障害10人 知的障害1人
(令和2年6月1日現在)	22人	※うち、精神障害7人 身体障害14人 知的障害1人
(令和3年6月1日現在)	21人	※うち、精神障害6人 身体障害14人 知的障害1人

◆市から福祉施設等への優先発注状況

令和2年度	目標額 2,100千円	実績額 3,626千円
令和3年度 目標 優先発注金額	4,000千円	福祉施設等との随意契約等による事業委託等

令和2年度は目標を達成しています。コロナ過で授産製品の販売は影響を受けている状況ですが、優先調達推進方針に沿って周知や情報収集及び受注調整等を図っていきます。



◆市への障害者虐待通報受理件数

受付	受理経緯	対応状況
平成30年度 3件	支援者からの相談	養護者による放棄及び経済的虐待の疑い 事実確認、コアメンバー会議、個別ケース会議 ※高齢者虐待対応専門職派遣チームも参加
	警察署からの通報	養護者による身体的虐待の疑い 初動対応会議、事実確認、コアメンバー会議
	事業所からの相談	養護者による身体的虐待の疑い 初動対応会議、事実確認、コアメンバー会議
令和元年度 0件		
令和2年度 1件	事業所からの相談	養護者による身体的虐待の疑い 初動対応会議、事実確認、コアメンバー会議

(5) 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等

□第5期計画の目標

障害種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるよう、関係機関との連携を強化し、必要な体制の整備を検討します。

- ① 平成30年度末までに、医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

⇒北播磨障がい福祉ネットワーク会議に医療的ケア児支援部会を新たに設置し、医療的ケア児のための関係機関の協議の場としました。

(令和元年4月～)

<概要及び令和2年度実績>

出席者：医療機関(医療福祉センターきずな、医療福祉センターのぎく、兵庫あおの病院、市立カ西病院)、障害児通所事業所(北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園)、市町委等障害児支援事業者、健康福祉事務所、各市町障害福祉担当

内容：医療的ケア児への支援に関する連携体制の構築について、地或資源の開発・改善に関することの検討等

実績：第1回 令和2年11月19日

内容：医療的ケア児にかかる医療機関との連携について

北播磨圏域の実態把握について 等

第2回 令和3年2月22日(書面会議)

内容：医療的ケア児等の受入れに関するアンケートの結果について(報告)

- ② 令和2年度末までに、次の体制整備に向けて検討します。
- 児童発達支援センター（1か所以上）の設置
⇒北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園をセンターとして位置づけ、設置することができました。
 - 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
⇒北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園が同事業を実施しており、必要に応じて利用が可能な状況となっています。しかし、圏域で事業を実施する事業所が1か所であるため、複数の事業所が実施するのが望ましいと考えます。
 - 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（1か所以上）の確保
⇒市内法人等に「兵庫県重症心身障害児向け通所支援・居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業」についての情報提供を行っていたところ、令和3年1月に重症心身障害児通所支援事業所（こはくのひろば）が開設されました。
 - 医療的ケアが必要な子どもに対する支援等を調整するコーディネーターの設置
⇒医療的ケア児支援部会（北播磨障がい福祉ネットワーク会議）において、引続き検討を進めていく予定です。

障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

利用実績をみると、利用人数は横ばいですが、利用時間は増加しています。

利用時間については、計画値を大きく上回っています。

サービス	単位	30年度		元年度		2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
居宅介護 重度訪問介護	実利用者数 (人/月)	44	40	47	40	50	38
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	総利用時間数 (時間/月)	528	872	564	964	600	895

イ 日中活動系サービス

利用実績をみると、生活介護及び就労継続支援（B型）の利用人数は、増加しているものの、計画値には達していない状況です。新型コロナウイルス感染症の影響により短期入所（医療型）は、利用自粛や受入れ休止の時期もあり利用が少なくなっています。

サービス	単位	30年度		元年度		2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
生活介護	実利用者数 (人/月)	119	98	125	100	131	100
	延べ利用者数 (人日/月)	2,261	1,891	2,375	1,957	2,489	1,970
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数 (人/月)	4	0	5	0	6	1
	延べ利用者数 (人日/月)	80	0	100	0	120	7
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数 (人/月)	1	2	1	1	1	1
	延べ利用者数 (人日/月)	16	37	16	9	16	8
就労移行支援	実利用者数 (人/月)	4	4	5	4	6	4
	延べ利用者数 (人日/月)	68	59	85	68	102	64
就労継続支援A型 (雇用型)	実利用者数 (人/月)	45	35	50	34	55	32
	延べ利用者数 (人日/月)	900	698	1,000	675	1,100	614
就労継続支援B型 (非雇用型)	実利用者数 (人/月)	109	114	121	129	133	132
	延べ利用者数 (人日/月)	1,962	1,928	2,178	2,146	2,394	2,165
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	2	0	2	1	2	1

サービス	単位	30年度		元年度		2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
療養介護	実利用者数 (人/月)	7	5	8	5	9	6
短期入所 (医療型)	実利用者数 (人/月)	8	7	8	9	8	1
	延べ利用者数 (人日/月)	72	29	72	29	72	2
短期入所 (福祉型)	実利用者数 (人/月)	15	15	16	14	17	13
	延べ利用者数 (人日/月)	120	164	128	150	136	149

ウ 居住系サービス

利用実績をみると、共同生活援助（グループホーム）の利用者数が目標値を上回り増加しており、ニーズの高さが伺えます。

サービス	単位	30年度		元年度		2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	1	0	1	0	1	0
共同生活援助 (グループホーム)		22	22	23	28	24	36
施設入所支援		68	63	68	59	67	60

(2) 相談支援（サービス利用作成）

利用実績をみると、計画相談は見込みを上回る実績となり、特に障害児相談支援の件数がかなり増加しています。

サービス	単位	30年度		元年度		2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	52	66	58	81	64	74
地域移行支援		2	0	2	1	2	1
地域定着支援		2	0	2	0	2	0
障害児相談支援		11	16	13	20	15	25

地域生活支援事業の利用状況

(1) 必須事業

意思疎通支援事業については、令和元年度から、手話通訳者（兼務）として、市職員を配置しています。

日常生活用具給付等事業については、排せつ管理支援用具の利用件数が多くなっています。なお、件数のカウント方法を、申請1回1件から1か月1件に変更しています。

意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントや外出の機会が少なくなったことや事業の中止等により前年度より実績が減っています。

サービス		単位	30年度		元年度		2年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績
意思疎通支援事業		(注1)	1	1	1	1	1	1
		(注2)	200	145	200	113	200	72
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付見込 件数	4	0	4	3	4	0
	自立生活支援用具		10	5	10	9	10	4
	在宅療養等支援用具		10	9	10	5	10	10
	情報・意思疎通支援用具		8	6	8	4	8	3
	排せつ管理支援用具		547	1,070	604	1,057	661	1,076
	住宅改修費 (居宅生活動作補助用具)		2	0	2	1	2	2
	事業計		581	1,090	638	1,079	695	1,095
手話奉仕員養成研修事業		受講者 見込者数	20	8	20	9	20	0
移動支援事業		実利用 見込者数	30	13	34	15	38	11
		延べ利用 見込時間	630	761	714	756	798	748
地域活動支援センター事業		市内実施 見込箇所数	2	2	2	2	2	2
		市内実利用 見込者数	26	16	26	15	26	16
		他市町実施 見込箇所数	2	1	2	2	2	0
		他市町実利用 見込者数	3	1	3	3	3	0

(注1) 手話通訳者設置事業の実施者数（人／年）

(注2) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用件数（件／年）

(2) 任意事業

訪問入浴サービス事業については、利用者が介護保険のサービスに移行となり減少しました。

日中一時支援事業の利用状況は、横ばいとなっています。

障害者移動支援事業（タクシー券助成）については、新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控える方もあり、利用実績が減少しています。

サービス	単位	30年度		元年度		2年度		
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	
訪問入浴サービス事業	利用見込回数	222	148	276	152	330	146	
日中一時支援事業	実利用見込者数	30	28	30	28	30	29	
社会参加促進事業	身体障害者自動車改造助成事業	支給見込者数	2	0	2	2	2	1
	身体障害者運転免許取得費助成事業	支給見込者数	2	1	2	0	2	2
	障害者移動支援事業（タクシー券助成）	券利用見込者数	400	360	400	333	400	324

※福祉タクシー券は、当該年度の8月から翌年度7月までの数値としています。

□障害のある子どもの通所支援の利用状況

利用実績をみると、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業において、利用者が見込みを上回り増加し続けています。

サービス	単位	30年度		元年度		2年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
児童発達支援	実利用者数（人/月）	9	11	11	14	13	17
	延べ利用者数（人日/月）	72	108	88	100	104	158
医療型児童発達支援	実利用者数（人/月）	5	7	5	6	5	4
	延べ利用者数（人日/月）	25	38	25	36	25	16
放課後等デイサービス	実利用者数（人/月）	50	45	66	49	82	62
	延べ利用者数（人日/月）	500	609	660	587	820	794
保育所等訪問支援	実利用者数（人/月）	3	0	4	1	5	0
	延べ利用者数（人日/月）	3	0	4	2	5	0
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人/月）	1	0	1	0	1	0
	延べ利用者数（人日/月）	5	0	5	0	5	0

障害者基幹相談支援センター事業報告について

(令和3年度西脇市障害者基幹相談支援センターういーぶねっと事業報告)

1 総合相談件数

(1) 月別相談件数

単位：件

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
517	459	594	540	690	663	506	509	553	553	5,584

(2) 相談実人員の内訳 (R4.1.31現在)

単位：人

	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他	合計
障害のある人	33	7	45	111	10	5	9	220
障害のある子ども	0	3	3	0	1	0	1	8
合計	33	10	48	111	11	5	10	228

(3) 支援内容の内訳 (R4.1.31現在)

単位：件

福祉サービスの利用に関する	障害状態の理解に関する	健康・医療に関する	不安・情緒安定に関する	保育・教育に関する	家族・関係者間の関係に関する	経済・生活に関する	技術・生活に関する	就労に関する	社会・参加に関する
1,799	266	600	814	49	121	219	206	353	13

権利擁護に関する	その他	合計
9	1,135	5,584

(4) 相談支援に関する分析

基本的には前年度までの相談支援業務と変わることなく個別ケースへの対応を行っています。

障害者基幹相談支援センターの設置が周知されて以降、特に関係機関からつながるケースが増加しています。また、西脇市健康福祉連携施設で業務を行うようになってからは、地域包括支援センターやそこを訪れるケアマネから、高齢者と暮らす障害のある人、もしくは未診断だが生きづらさのある人に関する相談も増えています。

2 西脇市障害者地域支援協議会各連絡会の取組

(1) 西脇市障害福祉関係者会議（今年度未開催）

ここ数年で障害福祉サービスの事業所が増えたこと、新型コロナウイルス感染症予防のために大人数が集まる会議を開催しにくい状況があることを踏まえ、運営会議にて、この会議への出席者を各連絡会の代表者とすること、そのために当面は連絡会の内容を充実させることに重点を置いて取り組むことを決定し、今年度は開催しませんでした。

(2) 就労系事業所連絡会

参加機関	市内就労継続支援事業所、北はりま特別支援学校、西脇北高等学校、北播磨障害者就業・生活支援センター、委託相談支援事業所、社会福祉課、西脇市障害者基幹相談支援センター
開催日	協議内容
R3.7.13	<ul style="list-style-type: none"> (1)北播磨障がい福祉ネットワーク会議就労支援部会の報告 (2)就労系アセスメントについて (3)今年度の就労系事業所連絡会の内容について (4)各事業所からの近況報告、意見交換等 <ul style="list-style-type: none"> ・工賃の金額、設定の仕方について (5)その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ふくしまルシェについて
R4.2.7 (ウェブ会議)	<ul style="list-style-type: none"> (1)北播磨障がい福祉ネットワーク会議就労支援部会の報告 (2)就労系アセスメントについて (3)各事業所からの近況報告、意見交換等 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策について (4)その他 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所から行政に新型コロナウイルス感染症に関する報告が必要な場合について

この連絡会の運営に事業所にも参画してもらいたいと考え、北播磨障がい福祉ネットワーク会議 就労支援部会に出席している事業所の担当者とも協議内容に関する相談を行い、連絡会内で積極的に発言してもらうよう打合せを行いました。

(3) 計画相談支援事業所連絡会

今年度から勉強会の講師や座談会等での助言者として北播磨圏域コーディネーターに参加を依頼しています。西脇市で活動する相談支援専門員が、北播磨や兵庫県での相談支援の取り組みを知る機会にもなっています。

また、圏域コーディネーターから提供される情報を障害者相談支援

センター「ぱれっと」の協力を得てメール配信にて市内の計画相談支援事業所に届けています。

参加機関	計画相談支援事業所、委託相談支援事業所、北播磨圏域圏域コーディネーター、社会福祉課、西脇市障害者基幹相談支援センター
開催日	協議内容
R3.7.15	(1)新規開設事業所のご紹介 ・アミコ（児童発達支援事業所） (2)今年度の計画相談支援事業所連絡会について (3)各事業所からの近況報告、意見交換等（座談会） ・個別ケースに関すること ・事業所の運営、職員の勤務体制等について
R3.10.21	(1)新規開設事業所のご紹介 ・短期入所事業所いこい (2)各事業所からの近況報告 (3)勉強会「サービス等利用計画作成のポイント」 講師：北播磨圏域コーディネーター
R3.12.16	(1)各事業所からの近況報告 (2)座談会「こども園との連携について」
R4.3.17	開催予定

(4) 委託相談支援事業所連絡会

参加機関	委託相談支援事業所、社会福祉課、西脇市障害者基幹相談支援センター
開催日	協議内容
R3.4.15	(1)障害福祉サービス利用者更新連絡 (2)個別支援の状況、ケース検討 (3)今年度の西脇市障害者地域支援協議会各連絡会の内容、運営について
R3.5.19	(1)障害福祉サービス利用者更新連絡 (2)個別支援の状況、ケース検討 (3)6月の計画相談支援事業所連絡会について →新型コロナウイルス感染症感染防止のため7月に延期 7月の就労系事業所連絡会について 医療的ケア児等支援連絡会の開催について

R 3 . 7 . 15	(1)障害福祉サービス利用者更新連絡 (2)個別支援の状況、ケース検討
R 3 . 8 . 19	(1)障害福祉サービス利用者更新連絡 (2)個別支援の状況、ケース検討 (3)9月の計画相談支援事業所連絡会について →新型コロナウイルス感染症感染防止のため10月に延期
R 3 . 10 . 21	(1)障害福祉サービス利用者更新連絡 (2)個別支援の状況、ケース検討
R 3 . 11 . 18	(1)障害福祉サービス利用者更新連絡 (2)個別支援の状況、ケース検討 (3)12月の計画相談支援事業所連絡会について
R 4 . 1 . 20	(1)障害福祉サービス利用者更新連絡 (2)個別支援の状況、ケース検討 (3)2月の就労系事業所連絡会について
R 4 . 2 . 17	(1)障害福祉サービス利用者更新連絡 (2)個別支援の状況、ケース検討 (3)3月の計画相談支援事業所連絡会について

(4) 医療的ケア児等支援連絡会（令和3年度発足）

第6期西脇市障害者福祉計画・第2期西脇市障害児福祉計画や北播磨障がい福祉ネットワーク会議において、継続して医療的ケアが必要な子どもの支援体制を構築しようとしていること、西脇市に医療的ケアが必要な方も利用可能な通所の事業所が増えたことを受け、医療的ケア児等支援連絡会を開催しました。

連絡会では、情報交換や意見交換を通じて、各事業所が抱える課題等の把握を行いました。

参加機関等	医療的ケア児通所事業所、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者、社会福祉課、西脇市障害者基幹相談支援センター
開催日	協 議 内 容
R 3 . 7 . 19	(1)自己紹介、事業所紹介 (2)医療的ケア児等支援連絡会について (3)北播磨障がい福祉ネットワーク会議 医療的ケア児支援部会について

(5) 子ども支援連絡会（令和4年度発足予定）

令和4年1月、西脇市でも新型コロナウイルス感染拡大が広がる状況を受け、放課後等デイサービスを運営する事業者から市に、利用者やその保護者が混乱しない、困らないような体制を構築できないかという相談があり、子ども支援連絡会を開催しました。

今回の連絡会は西脇市障害者地域支援協議会の連絡会の一つとしては位置づけず、新型コロナウイルス感染が拡大している状況について情報交換、意見交換を行う機会としました。

この連絡会で出た意見をふまえて社会福祉課と学校教育課が連携し、放課後等デイサービスの事業所に速やかに学校における新型コロナウイルスの感染状況（学級閉鎖の情報）がメール配信にて届けられるようになりました。

この連絡会で、令和4年度には教育機関等にも声かけをし、地域支援協議会の連絡会として子ども支援連絡会を発足したいことを説明しました。

参加機関	放課後等デイサービス事業所、児童を担当している計画相談支援事業所、社会福祉課、西脇市障害者基幹相談支援センター
開催日	協 議 内 容
R4.2.1 (ウェブ会議)	(1)自己紹介 (2)新型コロナウイルス感染症をふまえた事業所間の連携について (3)子ども支援連絡会について (4)その他 ・事業所から行政に新型コロナウイルス感染症に関する報告について

※いずれの連絡会も、委託相談支援事業所である障害者相談支援センター「ぱれっと」、社会福祉課担当者と相談しながら運営しています。

3 第6期西脇市障害者福祉計画・第2期西脇市障害児福祉計画に記載する成果目標「相談支援体制の充実・強化等」に付帯する活動指標について

第6期	項 目	目標値(R5)	R3
目 標	令和3(2021)年度から、新たに障害者基幹相談支援センターを設置します。		設置
活 動 指 標	①総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	実施
	②相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	100件	30件
	③相談支援事業者の人材育成の支援件数	5件	4件

	④相談機関等との連携強化の取組の実施回数	5回	2回
--	----------------------	----	----

- ② 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言について
主に、利用者本人や家族が支援を拒否したり、利用者と家族の意向が違う等、スムーズにサービスの調整ができなかったり生活支援の体制が整えにくいケースについての相談を受け、市とも相談しながら、会議の開催、面談への同席、情報提供等を行ないました。
- ③ 相談支援従事者の人材育成について
計画相談支援事業所連絡会において、圏域コーディネーターによる勉強会を実施しました。また、座談会では参加者が個別ケースへの対応に関する事、事業所の運営に関する事、関係機関との連携の仕方に関する事等を相談して他の参加者の意見を聞いたり制度等に関する情報を得る等して研鑽を積む機会を設けました。
- ④ 相談機関等との連携強化の取組について
地域包括支援センターとの連絡会に出席し、情報共有や意見交換等を行ないました。
※本来は年4回開催予定の連絡会ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、2回中止されました。

西脇市障害者地域支援協議会 組織図

全体会（当協議会）

事務局：西脇市社会福祉課
 開催：年1～2回程度
 参加者：西脇市障害者地域支援協議会委員
 内容：西脇市の障害者施策、運営について検討、協議する

運営会議

事務局：西脇市障害者基幹相談支援センターういぶねっと
 開催：随時開催
 参加者：委託相談支援事業所、社会福祉課、関係機関等
 内容：専門連絡会の運営調整、情報交換等

西脇市障害福祉関係者会議（障害福祉について語る会）

事務局：西脇市障害者基幹相談支援センターういぶねっと
 開催：年1回程度
 参加者：障害福祉サービス事業所、当事者・保護者、北はりま特別支援学校、西脇北高校、相談支援事業所、社会福祉課等
 内容：それぞれの立場から課題を抽出、意見交換を行う

報告・提案

相談支援事業所連絡会

事務局：障害者基幹相談支援センターういぶねっと
 開催：毎月開催
 ・委託相談支援事業所連絡会 年8回
 ・計画相談支援事業所連絡会 年4回
 ・地域包括支援センターと障害者相談支援事業所との連絡会 年4回
 参加者：相談支援事業者、相談支援圏域コーディネーター、社会福祉課
 内容：対応困難なケースの相談、相談地域ネットワーク構築、地域資源の開発・改善に関すること

就労系事業所連絡会

事務局：障害者基幹相談支援センターういぶねっと
 開催：年間2回
 参加者：就労継続支援事業所、北はりま特別支援学校高等部、西脇北高校、委託相談支援事業所、北播磨障害者就業・生活支援センター、社会福祉課
 内容：就労支援に関する学習会、情報交換等

医療的ケア児・者支援連絡会

事務局：障害者基幹相談支援センターういぶねっと
 開催：年2回程度
 参加者：医療的ケア児等受入事業所、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者、相談支援事業所、社会福祉課
 内容：医療的ケア児への支援に関する連携体制の構築について、地域資源の開発・改善に関すること等の検討等

子ども支援連絡会

事務局：障害者基幹相談支援センターういぶねっと
 開催：今後検討
 参加者：障害児通所事業所、計画相談支援事業所、社会福祉課
 内容：情報交換、教育と福祉が連携しやすい体制の構築についての検討等

専門連絡会